

令和7年

総務委員会

3月11日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和7年3月11日

午前10時00分 開会

午後3時50分 閉会

1. 出席委員

委員長	中堀 りゅういち	副委員長	岡島 ゆみこ
委員	郷右近 修	委員	林 ゆきひろ
委員	月岡 修一		
議長	毛受 明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐	寺島 慎二	議事担当係長	矢野 佑輔
議事課主査	久永 英明		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	伊藤 正弘
教育部長	浅井 俊一	秘書広報課長	伊藤 克代
企画政策課長	萩野 昭久	公共施設管理課長	中野 忠之
情報システム課長	長野 直之	財政課長	浦 倫彰
総務課長	山田 隆貴	防災防犯対策課長	川島 康孝
税務課長	堅田 直寛	債権管理課長	高垣 茂晴
市民課長	杉浦 由季	共生社会課長	松本 小牧
学校教育課長	秋永 亘正	監査委員事務局長	平下 義之

5. 傍聴議員

鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお	近藤ひろひで
いとう ひろし	服部 龍一	武谷 としお	三浦 桂司
一色 美智子	堀内 ちほ	清水 義昭	ふじえ 真理子

6. 旁聽者

1 名

午前10時開会

○総務委員長（中堀りゅういち議員） おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は14議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の総務委員会は14件の議案になりますので、慎重審査、よろしくお願いいたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い、会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますよう、お願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるよう、お願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料請求を1つお願いしたいです。

議案28号のハラスメント防止の条例で、昨日議案質疑を聞いていて、結構規則の中にいろいろ詳しくあるということなので。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） もう一つ、議案第何号って。

○林 ゆきひろ委員 28号のハラスメント防止の条例に関してです。様々な必要事項が定めることになっていると思うので、ちょっとその内容を確認して審議したほうがいいと思うので、その規則の案を、配付をお願いしたいです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 当局において、その資料は、中身の話、資料ということでもいいんだよね。

（規則の案の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 規則の話、案。

当局において、資料は用意できますか。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ちょっとお時間いただきたいと思いますが、用意はできません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 何分ぐらい。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 30分ぐらいお願いできますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成少数です。資料請求は否決されました。

では、よろしいですね。

では、議案第25号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） それでは、議案第25号 損害賠償の額を定めることについてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める必要があるためでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

損害賠償額は166万6,977円であり、原因は、公用車の接触による人身事故でございます。

事故の概要としましては、令和4年8月23日午後7時頃、二村台2丁目地内の信号のな

い交差点において、右折しようとした際に、右方より直進してきた自動二輪車と接触し、相手方を負傷させ、車両を損傷させたものでございます。過失割合につきましては、市が90%、相手方が10%でございます。

職員には日頃から安全運転に努めるよう指導をまいりましたが、このような事故を起こしてしまい誠に申し訳ございません。深くおわび申し上げます。今後はより一層職員に対し、安全運転、事故防止について注意喚起し、再発防止に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 過失の割合を考えたいと思うんですが、状況の確認を改めてしたいので、まず最初に、事故の様子で、前後駅側から走ってきている車両の中の二輪車が、前に車が何台かある状態で公用車が交差点に入ってきて右折しようとしている状況があって、その前に何台かいる車を置い抜こうとして、進んできた二輪車と右折しようとして交差点に進入した公用車がぶつかったという、そういう状況でしたっけか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 状況につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 引き続き、相手の二輪車は、自分の前にいた車両を追い越すだと、車線を出て、反対車線側にも出て追越しをしたかどうかというのは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 二輪車は前の車両2台を追い越す形で進入してきたということはそのとおりでございますが、センターラインを越えた形で進入してきたかどうかということについては分かっておりません。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、制限速度、相手の二輪車が制限速度を超過していて走っていたかどうかというのは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 過失割合を決める際に、二輪車が速度超過があったかというのは重要なポイントでございますが、15キロ以上の速度違反があったかどうかということについては、確証が持てないという状況でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 じゃ、最後に1つ。

公用車のほうが前照灯を点灯していて、その状態で交差点に進入していったかどうかというのは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 つけて走っていたということですね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） そのとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 過失の割合で9対1のことですけども、事故後の車、車両を見ると、車の側面のほうに二輪が衝突したような形になっていますけど、市側の運転者として、どういう点を気をつければ避けられたのか、どういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 事故の原因につきましては、公用車の右折時の安全確認の不十分が主な要因であるというふうに判断しております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、このT字路のところに入る前に、もっと止まってしっかり見ればよかったというような、そういう認識でしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおり、相手方のほうが優先道路になりますので、市のほうの安全確認が不十分であったというふうに認識しております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 この事項の場所は非常に出にくい場所なので、私もちょこちょこ使うのですが、一旦停止はしましたということは、公用車の運転者は断言しているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） そのとおりでございます。一旦停止はしております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 非常に我々も迷うところなんですけど、一旦停止はして、かなり時間を待ちながら、左・右から来る車両を確認して出るんですけども、こういう場合の事故というのは、本当に法律的には一旦停止をして、安全確認ができてから右折したと思うんですけど、二輪車のほうが、我々だとかいうところは危険をある程度予知して走っているんですけど、二輪車のほうはそういった余地もなしに、何キロかのスピードで走ってきて、二輪車が運転席の後ろにぶつかった写真を見ると、まあまあ結構なスピードが出ておったのかなと。そのうち転倒されて骨折ということにつながったのかなと思うんですけど、どちらかというと私は、過失割合が、これでいくと、公用車の運転手がもう100%なんです。ただ、双方運転している状況というのを保険会社は加味すると、10%は負傷者、一般の方が持たなきゃいけないという、こういう事例ですと、全て公用車の運転手が100%悪いという判断をされた結果がこういう割合になるんですけども、この辺は非常に、警察の判断もあるのか分かりませんが、非常にちょっと疑問に思うなというところはあることはあるんですが、法律的に覆すことができなければこれはやむを得ないんですが、ただ、安全確認をしていると。一旦停止をした上で安全確認をして、その上で右折したんだけどもということやはり大事な部分なので、これはただ単に、今の状況でいくと一方的に公用車の運転手が悪いというふうに判断をされているようなんですけども、そういうことでもないような気がしますので、一度しっかりと話を聞いた上で指導をされたほうがいいと思います。おまえが悪いんだというふうになると、車を運転できないです。あそこはもう非常に流れが、左から来るのはどっちかというと下ってくるほうになりますので、公園から上がってくるほうは上り坂という形に若干なりますので、どちらかというと飛ばしてくる、そういう傾向にありますので、法定速度で走っているとは思えない、単車のほうは。私はそういう判断していますので、その辺のこともしっかりと勘案して注意はされたほうがいいし、ほかの方にも同じような注意をされたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 質問はどういった内容。

○月岡修一委員 そうですね……。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 指導をちゃんとしているかと。

○月岡修一委員 指導の仕方が非常に難しいなという印象を持っていますので、さらに事故当初の意見というか、判断をしっかりと受け止めて広く注意をしてください。していただけますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○市民生活部長（伊藤正弘君） 安全運転管理者でございますので、今の御指摘は、市民の皆様も、当該箇所の危険性というのはかなり共有されている箇所だと思っています。ですので、職員としても市民の皆様とこういうような接触事故を起こすようなことの今後ないように、特にこの当該場所については、今、委員から御指摘の形状もございまして、しっかり注意喚起をしてみたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のちょっと話で、今後の対策として交通安全講習等、いろいろお話は本会議でもありましたけども、ここのT字路は、今ですとカラットから市役所に戻る時に、かなりこれ、使うんじゃないかなと思われる道路だと思うんですけども、やはり先ほど部長、あったように、非常に見通しの悪い場所かなと思うんです。なので、道路交通上、何か対策とかそういうのは考えられなかったのか、その辺りというのは検討はされたんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 施設所管課としてのお答えになりますが、今後再発防止のためには、その道路のほうを使用せず、三崎公園の側のほうから帰庁するという選択ができるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なので、そういった夜暗いときとか、特に、そういったことはもうその道は通らずに帰るということですよ。

あと、本会議でたしかドライブレコーダーの話もあったと思うんですけど、今現状で全ての公用車とか、あと市民の貸出しの車両とかって、全て設置ってされているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 車両管理部署が総務課になりますので、総務課から。

（マイク入ってないの声あり）

○総務課長（山田隆貴君） 車両管理部署が総務課になりますので、総務課からお答えさせていただきます。

この事故を受けてからというわけではないんですけれども、ドライブレコーダーが一般的に普及しておりますので、現在は全ての公用車に取付けを行っております。タイプはいろいろありますけれども、動画として記録がされております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この事故を起こしたその車両が、市民の方に貸出しの車だと聞いているんですけど、そちらのほうも全部についているという理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 今の軽トラックですね、今回の事故の対象の軽トラックももちろんですけども、白黒のパトロールカー、そういったものも市民の貸出しの対象となっておりますので、そちらの車両についてもつけております。公用車も全てついております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、これ、本会議でも少しありましたけども、非常に重大な事故で、本当に死亡事故につながるかもしれないというようなものですけども、事故があったのがもう2年半ぐらい前ですよ。なんですけど、これ、議会のほうには報告って考えなかったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 御質問の趣旨は、議案になるまで事故の発生を議会のほうが知らなかったということで、事故発生時に議会に報告すべきではないかという趣旨だ

とは思いますが、本件に関しましては、事故発生後にすぐ関係機関と連携しまして、被害者対応や損害賠償の整理を進めてまいってきたところでございます。損害賠償の額が固まる前に詳細な報告を行うことは難しく、また現行の制度上、事故発生時に議会に報告する義務はなく、賠償額が確定し議会の議決が必要となる段階で、議案として初めて御報告するという流れになっておりますので、このようにさせていただいたという趣旨でございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 いやいや、それでも2年半の期間、例えばすぐにでもそういった対策とか、今後の防止策を検討すべきだと思うんですけど、こういったことがあってこういうふうに、今後検討するとか、防止策としてこういうふうに講じるとか、そういうことの報告って必要だと思うんですけども、この議案が出る前にも。賠償額の確定とかそういう話ではなくて、そういう事故が起こらないように、どういうふうにやっていくのかということとを共有すべきだと思うんですけども、その辺りはどのように考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 当然、我々は様々日々業務を行っている中で、様々な事象が発生します。そういった中で、議会のほうにお伝えすべき案件かどうかというのは、その都度しっかりと判断した上で対応させていただいておりますので、今回の件に関しましては、先ほどから課長、それから本会議でも伊藤部長が申し上げたとおり、そういった事象には当たらないという判断で、こちらについては、特にこの状態に至るまでについて、その間に議会に報告が必要だという認識はしておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ごめんなさい、報告しなくてもいいという判断に至ったその基準というか、その辺りがちょっと分からないんですけども。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 当然、こういった場合はこういうふうにするとか、そういったものは、法定的なものがあれば当然それに従いますけども、その都度そうでないものに関しては、やはり行政を預かっておる我々といましては、合理的に判断していく中で、

これは、いつでもそうなんですけども、全員協議会に報告すべき案件かどうかとか、お伝えすべき案件かどうか、その都度判断してやっておりますので、その判断が間違いであったと言われれば、それはお言葉の中に従うことになりますけども、我々は行政のいわゆる事務を預かっておる者といまして必要ないと判断したと。これは繰り返しの答弁になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案25号に賛成の討論をします。

いろいろなことに関わる議案なので、本当は交通安全全般とかにも言及する話かもしれないんですけど、一応議案としての事故とその損害賠償という点で、少しお話ししたいと思います。

事故とその補償という意味では、加害と被害という点について補償すること自身は大事なので、そういう意味では賛成なんですけど、さっき伺ったお話で幾つかのことを思いました。過失割合の判断についてです。

その前に、私自身も、今でいうと普通自動二輪の運転免許を持っていて、何年かの間、自分でも走っていました、自動二輪車で。当該場所を走ったことも何度もあるんですけど、そういう自分の経験も含めてなんですけど、1つは、伺った結果、対向車線にまで入って追い越したかは分からないと。速度超過についても詳しくは分からないということだったと思います。その点はちょっと不明なんですけど、分かることといえば、二輪車で走っていて、自分の手前の車両が左折なりの何か様子があって、速度を緩めたり、一旦止まるような状況があった場合には、それを走ったまま追い越して交差点に進入していくというのは、ちょっと二輪車の運転手としてはちょっと考えられないなという気持ちです。それは何かというと、もう完全に事故が起こるパターンの典型だからです。

もう一つは、そういう状況でなお、その後にも伺った、公用車のほうが、これ、午後7時頃ですから、8月ですけど、前照灯点灯状態というのと、今お話しした状況というのをかなり予見しながら走ることが可能な状況だったと思います。二輪車を運転する人の常識としては、こういう事故が起こったら、もう即自分が死にますから、そういうことを考えて乗る人が非常に多いというのが当たり前の考えだと思うんです。そういう点だと、相手方

の運転の仕方とか認識に、どんなもんだったのかなというのを非常に強く感じます。そういう点では過失割合、私の感覚としては50、50じゃないかというふうに思うので、こういった事案のときに、二輪車と四輪車だからとか、車両と歩行者だったからとか、あと車両と自転車だったからとか、従来の過失割合の多くの事例はあるんでしょうけど、個別の事案の状況に合わせた対応が必要なんじゃないかなというのは強く感じます。相手が交通ルールを一方的に守る意思があまりないような方の事案の場合は特にそうだと思うので、その点についてはぜひ変わってほしいということも申し添えて、賛成とします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第25号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 土地区画整理事業に伴う字の区域の変更についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 議案第26号 土地区画整理事業に伴う字の区域の変更についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、寺池土地区画整理事業の施行に伴い、公共用地等の位置が変更されるため、字界を整理後の道路に沿って定める必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。図面の左側になります。

地方自治法第260号第1項の規定に基づき、豊明寺池土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から、沓掛町荒井と沓掛町寺池の字の区域を、別図第1から、1枚おめくりいただきまして、別図第2に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 字界の変更ということなんですけども、これは土地区画整理で寺池の開発に伴ってということなんですけど、道路のこの道幅が広がったというような、そういう理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと分かりにくいんですけども、どの部分がどのくらい道路は広がったんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） この別図第1っていうのが道路の工事前になりまして、この点線の部分が字界というんですか、境界線になりまして、工事後が別図第2になりますので、下の拡大図のほうを見ていただくと、点線のところですね、が境界線になりますので、拡大図を見ていただいたほうが見やすいと思いますのでお願いします。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 別図第1の点線がもともとのところで、実線がこれから変えるところというふうに理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 点線だけを見ていただいたほうが分かりやすいかと思うんですけど、ですので別図第1が工事前で、1枚おめくりいただいて、別図第2というのが工事後になりますので、点線だけを見ていただくと変わっているのがよく分かるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、例えば別図第1・第2で見ると、拡大図の2から拡大図の3までというのは、別図の第1と第2を比べると少し点線の部分って狭くなっているんですけど、ここの部分は道路は狭くなったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） こちらは工事前が、図面の左から広い道路があって、その次に水路があって、その次に細い道路があって、その次に宅地があるような状態でした。で、細い道路の端と宅地の間が境界線、字界になっていたんですけども、区画整理の工事で水路と細い道路を新たな道路と宅地に広げて工事をしたため、字界が左にずれたということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 結局、道路自体はどのくらい広がったんですか、広がったところは。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 図面の下の方の瀬戸大府に近いほうは幅員が8メートルで、北のほうというんですかね、図面でいくと上のほうが6メートルの幅になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あとちょっと確認で、区の交付金等々で面積割とかもあると思うんですけど、その影響というのは今回はないですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 区ですか。区は、寺池のほうプラスで2平米広がりまして、荒井のほうマイナスの2平米ということになっておりますので、区が一緒でしたらちょっと、変わらないんですけど、同じ区ですので影響はありません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により……。

（討論が抜けてるの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） すいません。討論、すいません、申し訳ございませんでした。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第28号 豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定についてを説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市長等及び職員が互いに個人としての人格を尊重し信頼を深め、快適な職場環境を実現することで、互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めるため必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき、内容について説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条では条例制定の目的を、第2条では用語の定義を定めます。

第3条から第5条で市長等管理監督者及び職員の責務を、第6条ではハラスメントの禁止及びハラスメントに起因する問題解決への協力をうたっております。

第7条からは、ハラスメントが起こった場合の相談窓口や解決へ向けての処理等について定めております。

まず、第7条では、ハラスメントを受けた、あるいは目撃、把握した職員等の相談申出窓口を、ハラスメント相談員、または公平委員会委員としています。そして、第8条でハラスメント相談員の職務等について、第9条ではハラスメント処理事務局について定めて

おり、相談申出を受けた事案について、事実確認等の調査や必要な措置等を行い、ハラスメントを行ったとされる者が市長等である場合には調査の結果を市長に、ハラスメントを行ったとされる者が市長本人であった場合には、第16条に規定する職務を代理する副市長に報告することとしています。

第10条では、市長は、第9条の規定による報告を受けたとき、または公平委員会から要請を受けたときは、当該事案の処理について、ハラスメント審査会の意見を聞かなければならないとしています。そして、第11条において、ハラスメント審査会の職務や審査会の委員、任期等について定めています。

そのほか、第12条から第17条において、ハラスメントの事実が確認された場合の必要な措置を講じることや公表について、また、プライバシーの保護及び秘密の保持、不利益取扱いの禁止などを定めております。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、参考にした自治体があるということで、各務原市でしたっけね、というのをちょっと聞いたんですけども、なぜ各務原市を参考にしたのか。ほかにも参考にされた自治体というのはあるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ハラスメントの条例を定めている市町は、全国で見れば幾つかあるんですけども、近隣でいえば各務原市のものが、ちょうど昨年の9月に条例議案で上がって、あちらの議案で上がっておりまして、見させていただいて非常によくできているなということで、うちのものに合わせていくのにやりやすいということで、各務原市の条例を参考にさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ほかに幾つか見たんでしょうか。それと、今言った、よくできているなと思う点というのはどの辺りだったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ハラスメントの防止について、もちろん起きたときの対策についてが、段階を経て、審査会、うちは事務局と審査会というふうに分けたんですけども、あちらは委員会と審査会というふうに分けております。そういった処理をしていく手順の部分、1つでやるのではなくて段階を経ているような部分ですとか、あと、やはり大本にハラスメントの根絶と未然防止に努めることで、職場環境、快適な職場環境を実現することを目的としているよというところが、うちの豊明市がつくる条例に合っているかなというふうに思いました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 議員のパワハラだった場合、こちら、議員は入ってないんですけども、議員のパワハラが市長に報告にあった場合、その場合は市長は議会に対してどのような対処、対応をされるということはお答えいただけますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） その部分が、先ほど御質問ありました各務原のほうで議員側の条例と併せてつくられているということで、私どものほうもその辺は研究をさせていただきました。

今の御質問の内容ですけれども、これは条例有無に関わらず、私どものほうで、議員のほうからそのようなことがあれば、市長から議長のほうに御相談はさせていただきますので、その点は、今後、それを受け止められた議員の側がどのようにされるかというのはぜひお願いしたいなと思っておりますし、そういうことがかなえば、今回上程させていただいている条例も、つながりがいいように改正していきたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

じゃ、副委員長。

○岡島ゆみこ委員 昨日の説明でもありましたけれども、審査員が大学教授や識者とお聞きしましたが、他市では医者、ドクターを登用するとの情報があるんですが、そこで医者を含めて、有識者、見識者の方はもう既に決まっているのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今はまだどなたにというのは、人は決まってはおりませんが、昨日も部長がお答えさせていただいたとおり、大学教授ですとか弁護士さんとかを想定しておりまして、それぞれのところに、弁護士でいうと、具体的には愛知県弁護士会のほうに、こういった関係で審査会を開きたいので、委員さん、弁護士さんを紹介していただけるように依頼するとか、そのときにそういった手順を取るという形になると思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ちょっと補足させていただきます。

今、ドクターをということですが、今、伊藤課長が答弁させてもらったとおり、具体的にはちょっとケース・バイ・ケースになるかなと思います。そのハラスメントの状況、その内容によっては、ドクターを有識者として委員に迎えるという可能性は十分にあるかなと思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 まず最初に、それなりに分量のある条例だなと全体を見て思ったんですけど、この考え方を条例化するに当たって、理念とか目的みたいなこと以外にも、それなりに手法のようなこと、文言や、あと組織の位置づけみたいなことに、こういう場合はこうするみたいな考えも大分書いてあるので、この条例と、あとその下の規則の運用みたいな考えでいうと、どんな整理整頓でちょっとつくっていったのかみたいなことはお話しいただけますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 条例、今回条例を御提案させていただいていますが、そもそもハラスメントに対しての、起こったときにどういうふうにしていくかという基本方針のようなものは内部のほうで定めはございました。そちらにも、その考え方にもものとしてというところはあるんですけども。

で、先ほどもちょっと言ったんですけど、私たち、やっぱり内部でハラスメントがあって、ハラスメントが起こったときに、内部の人間だけでやっていると、やはり公平に見ることができないということがありますので、外に出すということでハラスメント審査会、いわゆる第三者委員会のようなものになると思うんですけども、そういったことをきちんとやりたいということで、手順を、特にトップからのハラスメントを受けたという申出に

対しては、そちらに審査を任せるということをしようというふうに思いました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この後お話しすることに関わってくるんですが、先ほど部長のお話にもありましたが、運用し、また実情に合わせて改訂するということはあると思うんですけど、そういう点でいうと条例は当然難しいですよ、こういう議案という形で、手続的に。あと、運用上の規則とかということがあったんで、ちょっと今の話を聞いてはみたんですけど。そういう意味では、規則のほうというのは、例えば手続的に、こういう申出や手続があったら何週間以内にこうとか、こういう返答について、こういう場合はこう取り扱うみたいな、何かそういう位置づけで、さっき私が言った、整理整頓しながら考えて、この条例についても振り分けてつくったとか、そういうことなんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今回条例で出させていただいているのは、議員のおっしゃったとおり、条例ですと、こうやって議員の皆様の同意を得ないと変更するにも変更できないので、ある意味、市長の勝手な思いで変更、手続を変えるということはできないよという、そういった縛りもあつての条例化を目指したというところがあります。

規則のほうについては、さっき言ったハラスメント事務局ですとかハラスメント審査会を、同様に、メンバーですとか、どういったことをやるかとか、そういったことを基本に定めておりまして、具体的に申出があつて何日以内にとか、そういったことはもう本当にその事案のケース・バイ・ケースだと思いますので、ちょっとその日にちを定めるとか、そういったことについてはちょっと定めてはおりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。

この条例の本当に根幹は、繰り返しになりますけども、市政を停滞させないということでございまして、そのためには被害の救済、迅速な対応、それから抑止力という部分ですね、それから事実関係の確認、これがだから第三者のほうの審査会と、ハラスメント審査会という形になります。これは当然、加害者を含めた公平性を外部で担保するということで、要は市の組織に対して強い権限を及ぼす者への対応実態を外に出すと、こういったよ

うな考え方でございます。

ですから、根幹に関してはあくまでも、今回でも、これ、条例上げさせていただいたように、こういった制定、それから根幹の改正、こういったものに議会の承認が必要な条例ということで内容を規定しておるということですが、あえてこの条例を出させていただくということでございますので、根幹の部分に関することに関しましては、ですから、こちらでも議会の承認が必要な部分に対しては条例改正をさせていただくと。これは先ほど部長が申し上げましたように、例えば議員さんからのハラスメントの対応で、その後の対応のことはここには規定していないものですから、ですから、その辺の部分に対して、今後議会側のほうで、そういった形で我々の意図を酌んでいただいて、じゃ、当然今の段階では、そういった何かハラスメントを議員さんから受けたということがあれば、当然市長なり副市長、私なりが正副議長のほうに、要は議会事務局のほうにお話はさせていただくと、こういったところまでは今までもそういった形で可能でありますので、条例がなくても。ただ、この後の条例ができた後、じゃ、そういった申出を受けた議長さんがどのように動くかということに関しては現状規程がないので、もしそれを我々の意を受け入れてくれて、議会側でもそういった議員に対する条例化を図っていただけるのならば、当然根幹部分ですので、それに合わせてこちらの条例を改正させていただくことになる、こういった趣旨でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 審査員を採用するということなんですが、その場合、手当というのはもう決まっているんでしょうか。それとも、その手当の金額とかが分かれば教えていただけますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この後の議案の第36号のほうであるんですけども、非常勤の者の報酬を定める条例の中で、ハラスメント審査会の委員については1回2万円というふうで報酬を定めさせていただこうと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 このハラスメントの対象なんですけども、学校の例えば教職員とか、市が依頼している指定管理者だったりとか、そういうところも対象として含まれるんです

か。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 条例の表題のとおり、職員の、市長等及び職員のハラスメント防止の条例ですので、加害者なり被害者なり、どちらかが職員が絡んでいればという言い方になるんですけども、職員と相手が、例えば指定管理者だったり業者さんだったり、学校現場で教職員だったりというのがあったとすれば、この条例に基づいて市としては対応はしていきます。ただ、先ほど、議員さんからのハラスメントを受けた場合にどうするかという御質問のとおりなんですけど、その調査した結果をどうするかというところは、もうこの条例の中には外部の人に対してのというのは書かれてないものですから、通常であれば、調査した結果をそちらの関係のところに、こういったことがあるんですがという申入れをするという形にはなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 学校の教職員って職員に含まれるんですか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 学校の教職員は県職員になりますので、市の職員ではないです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。

これに関しては、先ほど申し上げましたように、あくまでも我々の意識として、こういったことを制定するのに議会の承認を受けて制定したいと、こういった趣旨でやっているものでございまして、当然、じゃ、ここに書いてないから、ほかの人に対するハラスメントは許されるかと、そんなことはなくて、当然一般法の中でもろもろ対応されるわけでございますので、これはあくまでも職員に対してそういったことがあった場合に、議会の皆様の承認を得た上でこういうふうにやっていきたいということを成文化しただけでございますので、当然そういったハラスメント問題に関しては一般法規の関係でやっていくことになりますし、あくまでもこれは職員に関してというのが基本になりますので、御承知お願いします。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 先ほどの審査委員の手当なんですけれども、2万円にされるという根拠というのはございますか。

（発言する者あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ごめんなさい。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、職員に関することということなんですけども、先ほど副市長も、職員をハラスメントから守るためというんですかね、そういうような説明だったと思うんですが、逆に、市民のほうで職員からいろいろ暴言を受けたりとか、そういうこともちょっと時々聞くこともあるんですけども、そういう職員から市民に対してのハラスメントとか、そういうことは今回は検討されてないんですか。入ってないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 職員と市民との関係のことについては、この条例については入っておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案質疑の答弁で、通常業務の場所以外も条例の対象になるというお話でしたから、出張先や庁舎外の場所であっても、勤務中については条例の対象になるというふうに思いました。ただ、勤務外の慣例的な、例えば宴会・宴席や所管事務に関わっているような催しに、休日出勤とかそういう正式なものではなくて、自主的に職員が参加しているとか、何か中間のような位置づけの様子の場合というのは、やっぱりこの範疇に入ってくるという考えでいいんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりで、例えば職員の懇親会の場でそういったことが発生したりすれば、業務の時間外ですけども、それは対象としたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの件で、なぜ職員から市民に対してというのは検討されなかったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 職員の市民に対する対応について、ちょっと横柄な態度があったとか、そういったことについては、言ってみれば、日々その度に、市民の方から苦情として、市役所のほうにはいろんなお声をいただいております。そういったお声があれば、それはそれに対応して職員に聞き取りをし、指導はさせていただいておりますので、職員と市民の中でのハラスメントという、もちろん逆に、昨今はカスタマーハラスメントというのも頻繁に起こるようになってはきておりますけども、そういったことまでを含めるとちょっと内容がぶれてきてしまうので、今回については市民の人を相手にというのは省かせていただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういうことで、そういった職員から市民に対してだと苦情があったりとかするということですけど、なかなか言えない市民の方もいらっしゃるし、そういう苦情が出ているのであれば、むしろそれをしっかり防ぐために、条例をしっかりとくったほうがいいのかと思うんですけども。

もう一つ、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回、議員から職員に対しては、これ、対象で入っているんですけど、文言で、逆に職員から議員というのは対象にはならないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 2条の定義のところとかにもあるんですけども、今回は、当然、加害者側であろうと被害者側であろうと、職員が絡んでいればこの条例の範囲ですよというふうな立てつけになっておりますので、職員も議員に対してハラスメントはしてはいけませんよという内容は入っているんです。実際に職員が議員さんに対してハラスメント行為を行ったとしたときには、多分議員さんのほうでそういった訴えが議員さんの中で起こってきて、多分職員に対して、職員というか、市長のほうに対して申入れが来る形

になるのかなというふうには想像はしているんですけども、ちょっとやはり、先ほど副市長とか説明させていただいたんですけど、今回はあくまで職員側の条例であります。議員さんのほうの条例については、今後、議員さんの中で考えていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今後、議会の中でというようなお話が度々出ていますけども、議員、ただ、この条文の中にいろいろ、議員活動を含むだとか、議員が対象になっているようなことが結構いろいろ書かれているんですけども、これはなぜ議員と共同で作成はしていかなかったんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） この条例を上程する前に、御相談等是一部させていただいたかなと思っておりますけれども、そもそも二元代表制の、私どもの市の当局側が職員を守るためにつくっている、あるいは組織として近隣であったような状態になったときに、職員が疲弊してしまう、市政が停滞してしまうということを防ぐためにつくっておりますので、その流れの中で、議員さん側からハラスメントを受けたということがあれば、先ほどの回答と重なるんですけども、私どもはそれを整理して議長さんのほうにお伝えするというところまで、今もやっておりますし、この条例がなくても、制定した後もやっていくことになるかなと思っています。ですので、そこはちょっと、一緒につくるという類いのものではなくて、議員さん側がもしやってしまった場合は、議員さん側の今の政倫審の中で、そういった項目をつくるのか、条例をつくるのか、いろんなやり方あると思うんですけども、そこでどうするかというのをつくっていくべきかなと思って、共同でつくるといえるのか、一緒にはできませんし、必ずしも共同でつくらなくてもいいのかなというふうには思っております。また、そろっていたほうがよろしいのかなというふうには、ちょっと個人的には思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そろっていたほうが望ましいということと、一緒にやるような類いのものじゃないみたいな話もありましたけど、参考にされている各務原市は合同でつくっ

て、両方あって上程されていますし、今度、この3月議会で上程を考えている県内の市、津島市も合同で出すということを聞いているんですけども、なぜその点は参考にされなかったのかなと思うんですけど。議会の意見を聞きながらやるとか、そういうことというのは考え、思わなかったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 合同でいければ、それはそれでよろしいのかなと思うんですけども、私どもはここで準備が整いましたので、職員側としては整い次第、こういった条例を出して、組織的な、例えばそういった状況にならないように努めていきたいということでございます。

議員さん側のほうの準備ができれば、その接続の部分、条例の接続部分は即座に条例改正していければ、特段大きな問題は、私どもとしてはないのかなと思っておりますので、またそちらのほうは御検討をいただきたいなと思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。

まず、各務原のほうに関しましては、流れとしては、まず議会側の条例があって、それが議員提案で提案されて、それに対してあと市のほうの条例を合わせて、そこで併せて双方、議会側の条例が改正したということで、一部改正して合わせたという流れになっていますので、いきなりその形になったわけではございません。ですから、当然参考にするんですけども、当然その辺の経緯とか、あと、いわゆる意思決定者としての我々の意思もございまして、ですから先ほどから申し上げておりましたとおり、とにかく、もしそんな、あっちゃいかんことですが、あったら、とにかく行政を停滞させないと、こういったことが第一番でございまして、まずは行政側からという形。

それとあと、林委員さんからも指摘ありましたが、ここに関しては、確かに職員のことに対して規定したことではございますが、ハラスメントについてのいわゆる意識、そういったものをしっかり持っていただくという趣旨もここにはありますので、そういったものも含めた中で、役所の中に絡んでいくことについては先行させて規定させていただいて、その上で、もし必要があれば改正をしていこうと、こういった形でございまして、まずはとにかく我々のほうの、特にトップによるいけないことがあったとした場合の対応策をしっかりと知らしめて、職員に安心してもらって行政を停滞させないと、これが一番の狙いでございまして、ですから今回この時期に上げさせていただいたと、こういうこ

とでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 公平委員会や相談員が相談を受けることに当たって、男女や性的少数者の方々に関わる認識についての担保するという部分については、どのような取組、何か研修を受けるとか、そういうことになるのかもしれませんが、どういったことになるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） いわゆる性的少数者に対するというところについては、職員の中でも研修会はしておりますし、ハラスメント相談員についても、どっちかに性別が偏らないように、そういった配慮をして決めるというふうにも規則のほうで定めております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 公平委員会のほうですが、今、委員の方は男性が2人、女性が1人見えます。実際の案件としては特に発生はしていないんですけども、年に1度、必ず研修のほうを受けていただきまして、先進の事例とか、そういったものは常に新しい情報を入手していただきまして、もしそういう案件が発生した場合には、適切に対応ができるように研修のほうも積んでおります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの件で、市全体として、市役所全体として、そういったハラスメントを防ぐ、そういうハラスメントに関する意識を高めていくということに関しては必要かなというふうには思います。ただ、この条例の条文の中で、そういった議員の議会活動だったりとか、議員に関して入っている、わざわざ入っているような形なんですけども、そういう中で、上程前に案などを議会の中で示して意見を聞くとか、そういう必要性は全然考えなかったんですか。その点をちょっと聞きたいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 確かに議員さんという言葉が出てくるんですけども、あくまで

も一般的な話として、職員に対する、いわゆる仕事の関係での役場の中におけるそういった関係性の中から、普通の社会通念上、そういった関係もあるだろうという形で、文言として入れさせていただいた。これ、だから、あくまで、先ほども申しあげましたように、職員としては議員さんと接触する場面があるものですから、場合によっては、先ほどからも話があった、職員から議員さんに対して失礼なことがあるやもしれませんので、だから、あえてここでは、その中でそういった文言を、そういった議員さんに対する行為も当然ハラスメントになるよということを改めてうたわさせていただいたということで、特に一般的なことを書いたというようなつもりでございますので、あえて議会のほうにそういった話をさせていただくと、ここにこういう文言を入れるけどいいかなとか、そういった話はさせていただいておりませんので、よろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まだまだちょっとたくさんあるんですけど、8条のハラスメント相談員に関してで、ちょっと規則が資料、出てこなかったんですけど、6項に規則で定める、必要な事項を規則で定めるってあるんですけども、この相談員のことについては規則ではどのように定める予定ですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 規則の中で、ハラスメント相談員については人事主管課の職員から選任しますよとか、性別に、先ほど言いました、偏りがないように選びますよとか、あと、相談員がどういった業務をする、相談を受けてということなんですけども、そういったことを定めさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 相談員について、人事所管課ということで、秘書広報課になると思うんですけども、これは、今の話でいくと、秘書広報課の職員が全て担う、ハラスメント相談員は、ハラスメント相談員は、人数は、これ、書いてないですかね。人数は何人で、これ、全部秘書広報課で担うということなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 相談員の人数については特に定めてはおりませんが、ハラスメント処理事務局というのを、実際に処理をして当たっていくときには事務局で処理に当たっていくんですけども、その事務局の人数は6人以内としております。で、その事

務局のメンバーが、人事所管部長、課長、相談員と、あと必要に応じてその他市長が指名する職員というふうにしておりますので、相談員の人数としては3人から4人ぐらいというふうな想定でおります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 秘書広報課の職員だけだと、これは内部のこと、1つの課で対応というのは非常に偏りがあるかなと思うんですけど。しかも、人事関係の部長とか課長もその管轄というか、上司としているわけですね。そこに相談、そこにしか相談というか、そこにしか相談員がいないというのは非常に偏りがあると思うんですが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 事務局の中には、人事秘書課だけでなく、必要に応じてその他市長が指名する職員というのがいますので、人事担当以外の職員が指名されることは十分に考えられます。その被害に訴えていらっしゃる方の上司の方とか、結局御本人がどこに最初に相談するかというのは、相談員は一応秘書広報課の職員でというふうに定めておりますけれども、その人が一番相談しやすい方に相談をしていただいて、なので、そこに訴える、相談をすることができる職員は、受けた本人だけではなくて、その場面を見たとか、そういう状況があるということ把握した職員も相談申出をすることができるというふうにしておりますので、何かしらどこかに相談を、その人ができるところにですね。なので、職員にはできないということで、あれば公平委員会の委員さんのほうにも相談ができますよというふうにもしておりますし、その方が、受けた方が相談できる方に、まずは相談をしていただけるということが一番重要かなと思っております。そこから情報が、最終的に処理をするのが事務局、人事担当の課になりますので、そこに情報が上がってくればいいのかというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに質問があるようでしたら。

（ありますの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） あります。そうしたら、会議の途中なんですけど、ちょっとここでお諮りいたしますが、10分休憩したいんですが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、今から10分間、休憩といたします。

午前 1 1 時 5 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、議案第28号の質疑の途中でございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、第9条のハラスメント事務局のほうの第5項のところで、組織運営に関して必要な事項を規則でとあるんですけども、ちょっと規則が配られてないの
で、これは、こっちのほうはどのようなことが書いてありますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ハラスメント処理事務局について、規則のほうでは、先
ほどもちょっとお答えさせていただいたんですけど、こういったメンバーでやるかですと
か、あと内容ですね、どのような業務を行うかということを定めております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 具体的にどういう業務なのかと、どういうメンバーかをちょっと言
ってほしいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） メンバーにつきましては、人事主管部長、人事主管課長、
あとハラスメント相談員と、必要に応じてその他市長が指名する職員で6名以内というふ
うにしております。業務については、相談員からの相談を受けてその調査をするというこ
となんですけども、一応必要に応じて会議を開くことができ、その会議は事務局長が招
集しとか、そういった一般的な会議を開くときのことなどを定めております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 このハラスメント事務局というのは、これ、常設になるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 相談員は常設という形になります。事務局はその案件があったときに、報告があったときに開かれる形になると思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと戻って、第9条の4項に、事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは市長にその旨を報告するとあるんですけど、処理が特に困難なものと認められるというのは、どのようなときを想定していますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 案件による、ケース・バイ・ケースという形にはなると思うんですけども、やはりそういったハラスメントを受けた職員が、それによって心身に支障を来して仕事を休んでしまうとか、退職になってしまうとか、そういったような重大な事案といいますか、そういったものについては、外部の人の意見を聞いたほうがいいだろうという判断になるのかなと思いますので、そういったときには市長に報告するというふうになるのかなというふうに思っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。すいませんでした。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 対象者が議員だった場合は、申出について市長に報告するというふうにありますけども、これはなぜ市長に報告なんですかね。これ、こういう書き方だと、市長がその後の対応を決めるような形になるのかなというふうに読み取れるんですけども、そういう意味なんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そもそもここはハラスメント処理の事務局ですので、職員が加害者である場合には、その加害者に対する処理を検討する場という形になりますので、加害をした者が議員であったり市長等であった場合には、ここの事務局の中では処理できないという案件になりますので、市長に報告をして、市長等の場合は審査会のほうに送るという形になりますし、議員さんのほうであれば、議員さんの議長のほうに多分申し

入れる形になっていくのかな、それは今もやっていることなんですけども、そういった形になるという。ごめんなさい、議員さんの処分とかというのは、職員のほうからはできるものではありませんので、議長さんのほうに御報告させていただく形に、市長から御報告させていただく形になるのかなというふうに想定しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、議員の場合は、この第11条の審査委員会の対象ではなくて、議会の中でということになりますか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 加害者側が議員さんであった場合には、おっしゃるとおり、議員さんのほうでお任せしたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 事実かどうか、どのように調査をされるのかなと思うんですけども、相談員等に相談すること自体は、こういったこと言われたとか、そういうことで相談自体はできると思うんですけども、確認とかそういう調査というのはどこがどのように行うのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 相談員も含めたハラスメント処理事務局の中のメンバーで行うことになると思います。訴えがあった人の状況、訴えを丁寧に聞き取ることと、あと、加害、ハラスメント行為を行ったとされる者に対しての聞き取りとか、その周辺に対する、周辺の職員に対しての聞き取りとかも行うことになるのかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 例えば議会の中の政治倫理条例等だと、そういった発言の証拠となるような資料が必要なんですけども、そういうものが必要なのかどうか。例えば数人の職員がいたというような証言だけでそういうふうに処理が進められるのか、そのあたりはどのように考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 先ほどからの御質問、ケース・バイ・ケースなんです、全て。やっぱり聞き取りをやって、両側ですね、両側聞き取りやって、丁寧に進めていくというのは課長の答弁のとおりなんですけれども、今のような御質問はちょっとお答えができませんので、御容赦いただきたいと思います。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第11条のハラスメント審査会が3名ということで非常に少ないと思うんですけど、これは部長が一般的だというようなお話もありましたけども、非常に少ないとやっぱり偏りが生じたりとか、公平性の担保が難しいと思うんですけども、もう少し広く意見を聞けるように人数を考えたりだとか、あとは市民公募も、なじまないというのも理由がよく分からないんですけども、そういうのはなぜ考えなかったんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 先行事例等も確認しながら、あと有識者の方、弁護士だとか、先ほどドクターというようなお話も出ましたけれども、そういった方々にお集まりいただいて審議いただきますので、3名いれば、一定程度公平性も担保されて審議できるんじゃないかというふうに思っております。もし、今後、この3名で不足が出るとか、5名、7名というのが一般的になっていけば、そういったことはまた検討していくことになるかなと思いますけれども、条例の立ち上がりにおいて、今3名でまずはやっていけるだろうというふうに思っています。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議でも少しありましたが、対象が市長の場合、副市長がこのハラスメント審査会の3名を選任する。ほかにもいろいろ市長が指名するところ、たくさんありますけども、それが副市長が指名するようになっていきますけども、それだとなかなか公平性の担保って難しいような気がするんですけど、その点についてはどう考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） おっしゃる懸念はありますけれども、市長が加害者の場合、副市長でやります。今、定めれるのは、そこまでかなと思っております。ですので、審査会の結果を公表する義務は、市長であれ副市長であれ、その答申を公表する必要がありますので、いろんな事象というか、ハラスメント状況からその答申案が、例えば市長や副市長に付度するような結果が出れば、それはそれで公表した結果を市民の方が見られて、また次の行動というんですかね、何かしら動きになっていくのかなと思います。

今、この条例を提案する段階で100%公平性を担保するというのは、おっしゃるとおりなかなか難しいんですけれども、いろんなところが組織で動いておりますので、その中で最大限できるのが、今こういった御提案だというふうに思っております。よろしくお願いします。

○副市長（土屋正典君） 補足します。

ですから、まず市長の代理として副市長、じゃ、副市長がもし何かあった場合は、筆頭部長とか、そういった感じにあります。どこまで行っても、誰かが代理で代わっていくということは、これは普通のことでございますので。

で、一番のことは、まず、そういった市長等は、あるいは私でもそうですが、そういった者からハラスメントを受けた場合、公平委員さんに直接言うというところがいわゆる公平性の担保になっていきますので。で、公平委員さんの耳に入れば、その後は当然、審査会を開きなさいよという動きになったときに、それが市長の案件であれば私のところに話が来るので。だから、私のところは、当然この条例に基づいて、公平委員さんから審査会開けと言われれば開かざるを得ないので、もしそこで私が逆に、付度か何とかそんな話で、私というか副市長がですよ、付度か何かしてやらないということになれば、これはまた完全に条例違反という形になりますので、そういったこと、だからないように、だから今回うちとしては、しっかりと公平委員さんにお仕事をお願いしたいという形のこういった条例になっておりますということで御理解いただければと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、公平委員会の話が出ましたが、公平委員会のその委員の方の相談というのは、公平委員会のほうは総務課が所管になっていきますけれども、総務課の職員には言わずに直接相談ができるのか、そういう手段ってあるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この件に関しては、公平委員会の委員さんにも承諾を得ております。直接職員が委員さんに相談できるふうになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それは3名の方の連絡先を公表してというような、そういうことですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 総務課のほうで連絡先は把握して持っているんですけども、職員の方から公平委員さんに話がしたいという申出があれば、その連絡先をちゃんと渡すということですね。渡さないということはある得ないという形です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうなると、結局相談したいときに、総務課に行って連絡先が欲しいってなると、その人が相談したいということが分かってしまうので、それは問題じゃないかなと思うんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 公平委員の委員さんがどなたかというのは公表されておりますので、そちらから連絡先を、総務課でなくてもということだと思っておりますけども、つかんでいただいて相談することはできると思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 公平委員会の委員の方へのハラスメントの研修とか、そういうのというのはやっているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 個別に豊明市に講師を招いてやるとか、そういったことはしておりませんけれども、そういった研修会とかに年に1度、必ず参加していただいておりますので、先ほどもお答えしましたけども、そこで先進の事例とかそういったものを、本当に報告だけではなくてきちんと、そこでは講師を招いて講習を聞いてきておりますので、それで一定の研修は行われているという理解をしております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 公平委員会が外部だということで説明を度々されていますが、公平委員会の委員自体は市のほうが選ぶわけですね。選任するということですし、そういった総務課がやっぱり庶務になってしまうので、そういったところで市をどうしても介在してしまうかなと思うんですけど、例えば他市町だと、外部のそういう第三者の専門機関に依頼するとか、そういうのを設けているところもあるようなんですけど、それは検討はされなかったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 私どもは公平委員会は外部というふうには思っているんですけども、それでも公平委員会の委員さんにさえ相談できないということであれば、もうその方が相談できる、それこそ外部にも、それこそ労基署とか、いろいろ相談するところは、法テラスとか、何かいろいろ相談する機関はあると思いますので、そういったところに相談していただいて、最終的にそういう状況を市のほうに、公益通報じゃないですけど、そんなような形ででも伝えていただければ、こちらはこちらで受けたら、またハラスメント審査会、第三者の方への審査で審査していただくというルートに乗せられると思いますので、何らかの方法でどこかに相談していただければ、必ず相談員か公平委員会にしか相談できないというものではないというふうで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 第14条に不利益取扱いの禁止という事項があるんですけども、相談された方に対して不利益を講じないというようなことがありますけども、先ほどあったように、そういった相談がどこでどういうふうに漏れてしまうか、公平委員会もそういった総務課を通じてしまうし、相談員の方も人事関係のところですし、そういった不利益取扱いの担保というのはどういうふうにできているのか。例えば先ほど公益通報の話がありましたけども、そっちのほうでは今後何か法改正で不利益をしていない証明を、公共側、行政側がしないといけないように改正されるみたいですけども、そういった、これは罰則規定も何もないんですけども、そういうことは考えてないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 地公法で守秘義務とか、一般的なそういった規制がかかっている中でのお話ですので、今言われたような、正論なんですけれども、当然いろんな

部分で担保されているというか、担保しているというふうにこちらは申し上げておきます。

で、条例としては、してはならないということで、禁止事項として挙げておりますので、条例としてもここで一定程度担保しているという認識であります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あとは、先ほど部長がいろいろ、これからということで、ケース・バイ・ケースというようなお話もありましたけども、本会議の中で、例えばちょっとしたからかいとかもハラスメントに当たるかもしれないとか、例えばそういった中でも、ちょっと嫌な上司から言われた言葉がちょっと気にいらぬとか、ちょっと失敗を厳しく指摘されてちょっと傷つけられたとか、こんなのというのはハラスメントではないと思うんですね。そういうことを言い出すとなかなか、上司が指導したりということが非常に難しくなると思うんですけど。なので、そういったことでかえって職場環境として働きにくくなるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりをどう考えているか。

もう一点。人によって、そういったハラスメントの認識とかそういうのがいろいろ異なってくると思うんですけど、先ほどケース・バイ・ケースとおっしゃっているんですけど、そういう指針だったりとかマニュアルとか、そういうのっていうのは作成する考えはないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ケース・バイ・ケースですので、そういったマニュアルとか指針というのは難しいと思います。

ハラスメントは受けた側がどういう認識をするかというところが最も大切で、その方が次どういう行動を起こそうか、自分としてはもう許容範囲を超えているのであれば、職場の環境よりも、自身がもう耐えられないということであれば、このハラスメント条例にのっとった行動を起こされますし、この程度であればまだ私は我慢できるだとか、上司にちょっと相談する程度で注意してもらって収まるだとか、本当ケース・バイ・ケースでいろんなことが細かく起きていると思いますので、それをこの条例で全部を把握するというのは難しいんですけども、やはり目に余るような行為だとか、本人がすごく我慢して、誰にも言えない状態を周りが見ていて、その方からの訴えということも当然ありますので、こういったルートが整備されることで、職員にとっては働きやすい職場になりますし、今、組織として何か隠蔽するようなことも、今こういった安定している政権だからこそ、こういう条例を堂々と我々出して、今制定していきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第28号に賛成の討論をします。

きっかけとして、近隣市町の事例、及び豊明市内の事例も含めて設けるという考えになったということはそのとおりだと思うんですけど、その上で、条例化して文言にするというのは非常に難しい分野だとはもちろん思うんですが、この1条にあるハラスメントの防止のための措置とハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応のことというふうに書いてあって、起こった場合のことがかなりの割合を占めているなというのは率直に感じます。目的としては、要するに起きない、起こさないということが最も狙っていることだと思うから、これは質疑のときにも自分しゃべったかな、要するに最終的にどうなりたいかという部分がもう少し位置づくべきではないかなというのは率直に思いました。事例から読み取って、より起こさないための措置にどうつなげるかというのがちょっと弱い気はします。ただ、これまで条例としてなかったり、そういった概念が形になってなかったというのを、様々なきっかけで形にすること自身は非常に重要だとは思うので。

で、最初にしゃべった、条例とその改廃と規則という位置づけについては、答弁は一応分かりました。ただ、恐らく、お話にもあるように、いずれ改定ということにはなるような気はしますので、そのことはもう少し本会議でもしゃべってみようと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案28号、反対です。

いろいろ質疑、たくさんさせていただきましたけれども、非常に問題が多い、抜け漏れも多いような条例だというふうに思いました。大きく2点、指摘させていただきます。

1点目は、議会のことに関係、議員の方が関係しているのにもかかわらず、議会との協議、全く各議員にはなくて、本当に勝手に議会に関することで対象にした条例であります。参考にしているほかの市も議会と合同でやっているんですけども、県内、本当に、単独で市長部局が議員のこと、議員活動にまで口を出してつくったような条例かなと思いますので、非常に問題だと思います。

それから、2点目は、これ、内容についてもいろいろ質問させていただきましたけども、

非常に市長などのそういった権力者に寄り添った内容になっていると。とても公平性が担保できるような内容ではないと思います。例えば委員の選定だったりとか、相談員、事務局等もそうですし、そういった相談先、全てこれ、市長部局で関与してきてしまいます。非常に偏った条例です。先ほどから市民生活への影響、市政を停滞させないというような話、あるんですけども、こういったいろんな曖昧な状態のそういった条例をつくることで、これはかえってハラスメントと捉えられるのではないかなというようなことも思ってしまって、職場環境として働きづらくなっちゃうんじゃないかなということも感じてしまいます。かえって混乱を招くんじゃないかなと思います。焦ってこんなこと、早急にこういったものを条例制定、つくらずとも、まずは職員に対して、そういったハラスメント意識をつけてもらって、研修していく、これについてはいいと思うので、そういったことをしっかりやって、あとは、最初に質問、いろいろしましたけども、市民に対してもそういったハラスメントしないということも含めて、しっかり検討していくことがいいというふうに思いますので、この条例は反対です。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第28号、賛成の立場で討論申し上げますが、世の中を見ても、こういうハラスメント、このような言葉で、新聞紙上、テレビ放映等、いろいろと流れておりますが、時代の要求というか、こういったことを定めておくこともやっぱり必要かなと思っております。特に若い女性は、なかなか職場環境に慣れない、人間が不得手という形の人もいらっしゃる。そういった人たちの1つの手助けの方向というか、そういったことにもつながってきますので、こういったことは起こってはいけないことですが、万が一起こったときのためにある条例ですので、とやかく今の時点で、何も起こってない時点でああだこうだ言ったところで、じゃ、この内容を自分で書き換えたらどうかなと。つくってほしいですよ、私は、そこまで言うならば、もっとすばらしいもの。起こったときに対処することも、もう説明を受けているわけですよ。特に市長に権限を持たせる内容でもない。要するに市全体で考えていきましょう。まして、議会が入ってないという。議会は成熟したそういう1つの組織ですよ。何も市の中と、内部と一緒にやっていかななくてはならないということはない。議会は議会の中でしっかりと対処できる、そういった組織だと思っていますので、私は特別、今の時点で細かいことを言うよりは、取りあえずやってくださいと。そして、その中で安心して働ける人がたくさんいらっしゃると思うんですよ、逆に。そっちのほうが価値がある。

それと、やはり今までの対応が、上司に当たる人たちが、ちょっと問題があるかなという言葉遣い、対応、そういったことに対しても、より一層注意をすることにつながれば、

こっちのほうが重要だと僕は思っているんですね。ですから、庁舎内でお互いにこういった、条例があるからやる、ないからやらんじゃないんですけども、1つの指針として、こういったものが設けてある以上は、それに沿ってすばらしい役所の中の環境を整えていくと、そういったことに基づいて方向を定めていっていただければ結構だと思いますので、賛成です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案第28号に賛成の立場で討論しますが、今、月岡さんがほとんど言われたことなんですが、やはり条例というのは、一応、運用のほうでは定めておいたほうがいいというものでもないと思うんですが、やはり基本的に、こういうことが起きちゃ駄目だなというところが、中身を見させていただいて思ったのが私の感想です。

議会のほうもということいろいろとお話がありましたが、今後、これはこれとして、議員の皆さんと考えていくというのも1つ必要だと思いますので、当局側のこの28号の条例に対しては賛成といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 とても、言った者勝ちという世界になってはいけないとは思いますが、被害に遭った方はやっぱり迅速に対処してもらえるような状況にいるほうが、安心して働けると思います。実際、今、休憩に入ったときに、こちらの議員に指を指され、なぜ資料請求をしなかったんだ、ばかやろうと言われたときに、やはりこれは、議員としても恫喝と受け入れられれば、これが発令していただけると思えば、やっぱりあったほうが安心だし、そういうものがあれば制止できるものがあるんだと思うので、賛成といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第28号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第28号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） それでは、議案第30号 豊明市事務分掌条例の一部改正

についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、令和7年4月1日施行予定の行政機構にあわせた条例を整備するため、一部改正をする必要があるものです。

それでは、内容の御説明をいたしますので、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条の部の事務分掌を改めるものでございます。具体的には、市民生活部の事務分掌の一部を行政経営部に移管するものでございます。行政経営部の（４）「人権施策に関すること」を「多様な人権施策に関すること」に変更、「（５）都市交流に関すること」を追加します。次のページの市民生活部の「（９）男女共同参画に関すること」と「（１０）都市及び国際交流に関すること」を削除し、（９）に「多文化共生に関すること」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今お話にもあった市民生活部の部分で、多文化共生に関することについては、従前の男女の不平等を解消することや男女の格差を解消すること、すなわち男女共同参画という概念を丸ごと含んで、なおそれにとどまらない人種や民族などの多様性を担保して権利を保障するという、そういう考えの下に文言の改正をしているという、そういう考えでいいんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 今の市民生活部にある男女共同参画に関しましては、行政経営部のほうに移管しまして、で、行政経営部のほうにもともと人権施策に関することというのがありますので、その前に「多様な」という文言を追加しまして、ここで男女共同参画に関することをやっていくというんですかね、そういうことになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のちょっと確認ですけども、そうすると、市民生活部の都市及び国際交流に関すること、10番のところの国際交流のほうは多文化共生に関することに入り、

都市交流のほうは行政経営部のほうに行くという、分かれていくという、そういう理解ですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 都市交流のほうの友好都市、海外のほうのグレーターシェパトンやガブロヴォのことを行政経営部のほうに移しまして、豊根村と上松町の友好自治体のほうは、そのまま市民生活部に残るような形になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 行政経営部のほうの都市交流に関することというのは、今2つほど海外の都市を挙げてもらいましたが、ここに、（5）書いてある、やる業務としてはそれだけなんですかね。そういう認識ですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 友好都市に関する業務におきましては、近年、市長同士の調整というのが多くありますので、行政経営部、秘書のほうにおいたほうが事務的に効率が図れるということで、移管ということにしました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市長同士の交流ということで、企画のほうにということの理由は分かりましたが、都市交流を考えたときに、例えば友好自治体ですと、いろんな災害時のことだったりとかいろんな、文化の交流とかいろんな面で交流して、いろいろお互いに学んだりとか、そういうこともあると思うんですけども、海外都市のほうはそういう交流する目的とか、そういったことというのは何かないんですかね。今はどうされているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） コロナ以降、そういったちょっと交流事業というのがあまりないような状況で、ここ最近は市長同士で調整しているような状況ですので、秘書のほうに置いたほうが効率が図れるということで、移管とするような形になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の説明ですと、コロナの関係があって、市長同士の連絡調整になってきたというのはあったんですけど、本来の都市交流というのはそれだけなんですかね。そういった国際的な連携だったり交流だったりとか、そういうのと連携して本来は進めてたような気がするんですけど、そういうことというのはしていないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 今後、全くやっていかないというわけじゃありませんので、今後そういうお話があったり、こちらからそういう話もあるかもしれませんので、そういった場合は秘書だけでは対応できませんので、市全体で取り組んでいくことになると思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 すいません、さっきのことと同じなんですけど、男女共同参画というその概念が、男性と女性ということと社会にどう権利が位置づけられているかということの概念だと思うので、それがなくなったわけではなく、多様な人権施策に関することという位置づけと多文化共生に関することということの中に、これまでの概念を丸ごと引き継いだ上で、さらにそれよりももっと幅が広いことにも今後関わることとして受け持つことになるから、こういうふうに変ったんだという、そういう理解でいいわけですね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩したいと思います。お願いいたします。

午前 1 1 時 5 2 分 休憩

午 後 1 時 再 開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第31号 豊明市協働推進委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、理事者の説明を求めます。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） それでは、議案第31号 豊明市協働推進委員会条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和7年度末で、協働推進計画、多文化共生推進計画、男女共同参画プランの3つの計画が計画期間満了を迎えることに伴い、次期政策立案に向けて一体的な検討が行えるよう、委員会を再編するためでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、委員会の名称を「協働推進委員会」から「地域共生社会推進委員会」に改め、第3条では、所掌事務について「地域共生社会」を加えます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

また、第2条として、豊明市協働のまちづくりを進める地域社会活動推進条例の第17条において、委員会の名称を「地域共生社会推進委員会」に改めます。

また、第3条として、豊明市附属機関設置条例の別表中、「男女共同参画懇話会」を削り、第4条として、豊明市多文化共生施策懇話会設置条例は廃止することといたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、この男女共同参画プランをちょっと現状のものを確認しますと、まだまだ課題はあるのかなと思っています。女性の管理職だったり、附属員の女性の比率とか、あと男性の育休のこととか。今後、男女協働懇話会と共同参画プランをなくしてしまうということなんですけども、今の課題というのはどこでそういう計画をやっているのか、入れていくのかということと、あと、どこで進捗確認というのはされるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 男女共同参画については重要なテーマでございまして、これからも市としてしっかりと取り組んでいく必要があると思います。そして、この男女共同参画というのは、市の全ての政策分野において関係があるということになりますので、上位計画である総合計画の中でしっかりと位置づけをし、さらに各施策については、例えば子ども・子育て支援事業計画ですとか、例えば介護離職防止ということであれば、介護保険事業計画等の個別の行政計画に、この男女共同参画の視点をしっかりと盛り込みながら推進をして図っていくというところでございます。ですので、その進捗管理につきましては、大きな目標については総合計画のほうで進捗管理、そして、議案質疑のほうでもお答えさせていただきましたが、国や県からも同様の調査がございまして、こちらについては企画政策部局のほうでしっかりと進行管理をしていくこと、そして、各支援施策については、現段階で各分野の行政計画のほうにきちんと盛り込まれておりますので、そちらのほうで進捗管理をするということになるかと思います。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 総合計画に入れるということだと、非常に総合計画自体広いので、広い分野に入ってってしまうんですけども、進捗確認を、今まで男女共同懇話会ですと、そういった関係、機関の方だったり団体の方とか、あと市民公募の方とかもいらっしゃると思うんですけど、そういう方、そういった関係の方が委員になって、その点、この男女共同参画の点についての進捗確認というのはされますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 男女共同参画については、これまで単独でプランを策定をしておりましたが、現段階でも男女共同参画プランに織り込まれていることは、既存計

画の中でしっかりと位置づけをされているというところでございます。ですので、各個別分野の行政計画の進捗管理については、多様な委員のメンバーでその進捗を管理していくということだと思います。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、もう一つ、多文化共生の推進についても、そっちのほうもちょっとお聞きしたいんですけども、こっちのほうも、例えば外国籍の方って増えてきていると思いますし、本市の場合だと難民の受入れなどの表明もしていたと思うんですけど、そういう支援体制だったりとか、今後非常に重要な分野になってくるかなと感じていますが、こちらも懇話会と推進計画がなくなってということなんですけど、こちらもどこの計画で進めていくのかということと、進捗確認はどのようにしますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 今後策定します地域共生社会推進指針というものは、それが人種とか国籍とか年齢、そして様々な経済状況、その他あらゆる特性に関わらず、誰もが取り残されることなく、人と人とか、人と社会がつながり、役割と生きがいを持って暮らせる地域共生社会の実現を目指して、この指針を策定していくというところでございます。ですので、多文化共生についても、こちらの新指針のほうでしっかりと盛り込んでいくというところでございます。

また、外国人市民の施策につきましては、今具体的に子育て世帯になっておりますし、また、外国人児童生徒がいるというような状況になりますので、こちらについても各施策について、しっかりと外国人施策を充実させ、その進捗管理も行っていくという、2方面からきちんと支援をしていくというところでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 外国籍の方への支援はしっかりやっていくという回答でしたけど、この進捗確認ですね、これは、そうすると地域社会推進計画の中に入れていくということになると、今回の条例改正であった地域共生社会推進委員会、それで進捗確認をしていくのかなと思うんですけど、今までの懇話会に外国人の市民の方、まさに当事者も入れて意見を聞きながら進めてたと思うんですけど、そういう方というのも委員に入っていく、そういう考えでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員についてはこれから人選をしていきますが、新委員会におきましても、3つのこれまでの委員会から、それぞれの施策分野に知識や経験がある方を委員として委嘱をしていく予定です。そこに外国人市民が含まれるかどうかについては、今後検討していくべきものというふうに考えておりますが、いずれにしても、外国人市民の方から幅広い意見聴取をするということは大変重要なことだと思っております、この委員会とは別に、外国人市民の方々のもっとたくさんのメンバーからの座談会といいますか、意見聴取の場を別に設けていく予定はしております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、今度市民協働のほう、市民協働のほうは委員会と計画が地域共生社会推進に変わっていくということですけど、まず、どのように変わっていくのか。先ほど少し説明されましたけど、どのように計画が変わっていくのかということと、その中で市民協働というののもちゃんと進められるようになっているのかどうかというのを確認させてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 市民協働につきましても、市民協働ということがうたわれ始めてもう20年ぐらいたっているわけですが、かなり協働の考え方も変化しております。これまでは、いわゆる市民活動団体と行政との協働ということが、いわゆる市民協働というふうに言われておりましたが、現代では多様な社会課題を多様なセクターと一緒に解決をしていくということを協働というふうに捉えておりまして、市民活動支援の施策というのも相当変わってきております。ですので、今回、地域共生社会推進指針とさせていただいたのもそのためで、協働によって何をなし得るのかという、誰も取り残されることなく、孤立することなく、全ての市民の方々が参加したり、つながりの中で生きていくということを目指すため、そのために多様な主体と協働するということも盛り込んでいる、そのためにこういう名前になっているということで、協働推進の考え方はしっかりと取り入れられているものと考えています。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 いろいろ説明していただきましたけど、まず、地域共生社会の推進

と市民協働とは違うと思うんです。重なる部分はあるかと思いますが。で、今のお話聞くと、地域共生社会の推進ということで、多様な市民の方々、地域住民の方々がつながって誰もが支え合うというような、そういう趣旨かなと思うんですけど、それは、それが必要だとは思いますが、それはどちらかというと行政として、まちづくりとしてやっていきたいことだというふうに思うんですね、そういう仕組みづくり自体。でも、市民協働というのは、市民がやりたいこと、市民の活動を主役にしてまちづくりをするということなので、視点というか、ベクトルがそれぞれ違うと思うんです。市民協働を活用してそういう社会をつくりたいというのは行政側の思惑であって、市民がそういうわけではないと思うんです。だから、その矢印が全然違うんですけど、例えば市民協働、市民活動の推進の中に、市民のやりたいことの発掘だったりとか、市民活動自体を後押しするとか、そういう施策とか計画というのも、これはちゃんと盛り込んで入っていくんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおりでございまして、おっしゃるとおり、市民活動というのは、個人や地域が抱える課題解決のために手段化されるべきものではなく、市民の多様な関心とか興味に応じてやられる主体的な活動であるということです。地域共生社会が描いているのは、そのような市民の皆様が主体的な活動をし、それによって地域のつながりを生み出し、そのことが結果的に社会的な孤立を解消し、福祉的な課題を抱えた方の支えになる可能性を秘めているという、そこに期待をして、全ての市民活動を応援していくというスタンスでございまして、現在、カラットの運営が、そのスタンスで今運営をしているところでございまして、これまでのような非営利・公益的な活動を市民活動団体と定義するのではなく、個人の趣味活動やサークル、そういったものも誰かの居場所になるという可能性を秘めていることから、等しく全ての活動について応援していくというスタンスを出すために、地域共生社会という名前にしているというところでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういう名前にしているというのは分かったんですけど、もうちょっと聞きたい。確かにそういった居場所だったりとか、そういうことになり得るところはあるかと、そういう側面はあるかなと思うんですけども、というよりは、市民が主体的になって活動できるための環境の整備だとか、その後押しとか、新たなそういった活動の発掘とか、そういったことはこの計画の中に入っているんですかというところを確認

したいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 入ってございます。そのとおりでございます。市民という、その市民の定義ももっと広いとは思いますが、いわゆる個人の活動もそうですし、いわゆるNPO、地域活動団体の活動もそうですし、ここには事業者ですとか、また、大学、教育機関ということも全て市民という中に含まれるというふうに思っています。それらの方々が主体的に取り組む活動が、結果的に地域社会の課題解決につながる、それを行政として全て応援していくというスタンスでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、この地域共生社会推進の計画に関しての進捗確認というのは、この委員会で、変わったこの地域共生社会推進委員会、ここですっていくと思うんですけど、その中に、今まで市民協働の推進委員会に入っていたようなNPOとか市民活動団体の方とか、あとは公募市民、それから地縁団体の方とか、そういった方も入れてやると、そういうふうで理解していいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） それでは、議案第32号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、改正する必要があるためでございます。

今回のマイナンバー法の改正で新たな用語の定義が追加され、現行の項番が1つずつ繰下げになりました。本条例中において、その法改正があった部分からの文言を引用して規定している箇所があるため、当該箇所の条文を修正するものです。

それでは、内容を御説明いたしますので、次ページをお願いいたします。議案の通りだと思います。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めます。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 間違っていたら指摘していただきたいんですが、法令の引用について、第2条の（3）、3号というのか、12項から13項に変更しているということなんですけど、個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者、利用と関係事務という、この違いのことがここに該当するということなんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 今回のマイナンバー法の改正は、新たにカード代替電磁的記録という用語が1つ追加になりまして、それが法の第2条の第8項に挿入されたために、現行の8項以降が1つずつずれて繰下げになったというのが、今回の条例改正の要素でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 くどくて申し訳ないんですが、じゃ、引用元が変更されているという中身ではなく、ずれたものを単に修正という認識で、その3点ある変更というのは全部そうだったということでしたっけか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） そのとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の説明ですと、元法のほうの第2条のところに1つ項が追加されて、そこにカード代替電磁的記録というのが、文言が入った関係で項ずれということかなと思うんですが、そういう理解でいいかということと、それでは、その追加されたカード代替電磁的記録というのはどういったものなのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） その認識で合っております。

カード代替電磁的記録というのが今回新たに追加されておるんですけども、こちらはマイナンバーカードの情報を電子的に保存・管理するための仕組みやデータのことを呼びますけれども、具体的には、スマートフォンにマイナンバーカードの情報を持たせて、物理的なカードの提示をすることなく、行政手続等のサービスが受けれるようになるという、そういった仕組みを構築したのが今回のマイナンバー法の改正でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の説明ですと、そういったスマホにカードの機能だったりとかそういうところを掲載ということかなと思いましたが、以前、スマホに電子証明書を掲載して、いろんな、住民票だったりとかが見えるようなというのもあったんですけど、それとは同じことですか。それとも違うんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 今回の法改正では、令和5年だったと思うんですけども、マイナンバーカードの情報をスマホに載せるような法改正が一度されているんですけど、そのときは認証機能のみの登載しかできなかったんですけども、今回の改正では、

マイナンバーカードに書かれている4情報というんですかね、氏名と住所と性別と、あと番号と顔写真のデータまでスマホに載せることができますので、マイナンバーカードを提示せずに、スマホだけで本人確認ができるようになるという形でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それはもうスマホの全機種で可能なんですかね。前はどっかの機種だけとか、そういうのがあったと思うんですけど、これは全機種で対応できるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 現行はアンドロイドの機種が認証情報のみ載せることができます。法改正で、恐らくこの春先に、今のマイナンバーカードの4情報が載せられるようになると思います。プラス、アイフォンのほうも5月ぐらいというふうなアナウンスは少しありますけども、春に、2025年の春にはというふうにあナウンスされておりますので、アンドロイド、アイフォン、両方共に載せることができるようになると思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 反対です。

これ、市の条例自体はただの項ずれということなんですけども、やはりこのカード代替電池的記録は非常に危険だなというのを感じています。マイナンバーのそういった機能、利用の拡大ということがあると思うんですけども、やはりスマホ自体の紛失だったりとか、あるいはそういった悪用、なりすまし、情報漏えいとか、非常に危険性が高まるような法改正が基になっていて、それによるやはり条例改正ということなので、やっぱりまだまだこのマイナンバーカードについても問題がたくさん解決されてない状況なので、こういうふうな改正はちょっと危ないと思いますので、反対したいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第32号に対して、賛成の立場で討論します。

先ほど確認した直接条例改定そのものの項ずれということは分かりました。今、林委員がおっしゃったように、基になった法改定の中身には極めて強く反対の立場なんですけれど、自治体の条例改定というところに、そのものに関わっていないという点ではちょっと分けて考えました。もちろん現状のマイナンバー及びマイナンバーの利用に関する制度の悪さと、あと、もともとの目的ということについて、やはり有権者や国民の監視を強めたり、いろいろな情報の、丸裸になるということのその大本を権力者が握るということについては引き続き変わっていないと思っていますけれど、一応条例の改定という点では直接関わっていない形になっているので、それそのものは分かりました。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

すいません、間違えました。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第32号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第33号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき、主な改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、育児を行う職員の時間外勤務等の免除の対象となる子の範囲の拡大と、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等についての規定を新設するものです。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めます。

第15条の3として、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対しての介護両立

支援制度等の周知と意向確認等について、第15条の4として、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備や勤務環境の整備に関する措置について、新たに定めます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 15条の部分なんですけど、特に一番最後のほう、だから15条の4なのかな、これが指し示している中身というのは、例えばこの日丸ごと1日休みを取りますとか、半日休み取りますとか、そういう話じゃなくて、継続的に何か時短勤務を行うとか、そういうことの話の指し示しているんですかね。措置って書いてあるのはそういう意味なのかな。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） よろしいですか。

答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そもそも仕事と介護の両立の支援制度というものに、介護休暇ですとか、1日のうち、2時間までですけども、仕事に勤務しなくてもいいという介護時間というのだったり、あと、短期間の短期介護休暇というものがあります。そういった制度を利用するには、一定期間以上にわたって日常生活に支障がある人の介護を行うという、そういった状態があって、初めてこういった制度が使えるということにはなりませんので、1日だけ何かどうしても必要で休むというのは、ここでいう介護の支援の制度にはちょっと当たらないかなというふうには思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと根本的なことをお聞きするんですけど、ここにあります介護両立支援制度等というのがあるんですけど、この中身ってどんなものなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そもそも介護離職を防止するためということで、今申しました介護休暇、介護時間短期介護休暇、あと、状況によって時差出勤、早出・遅出であ

ったり在宅勤務というのも、そういった支援制度の1つと捉えられると思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回こういった条例レベルのことを提案されるということは、改定がされるということは、今までの条件では不十分だからとか、そういうことがあってこういうことになっていると思うんですけど、何かこういった不十分さがあったからこういうこと、こういう条例改定案が示されているんだという辺りを、何か少ししゃべっていただけないかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今回の条例改正、法律改正で、新たな支援制度ができるということではありません。今まである制度なんですけれども、なかなか職員がその制度があることを知らなくて、あるいは職場が、休むと困るよみたいな感じで、そういった制度を使わせなかったりとか、そういったことがあってはならないよということで、そういった制度があることを職員に周知して、利用がしやすい環境を整えてくださいということで、今回条例改正に至っているということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の介護両立支援制度の中で、先ほど介護休暇とか、時短とか、時差出勤とか、在宅勤務とか、いろいろ説明いただきましたけども、今、市の職員でそういうのを取得している方というのはどのぐらいいるんですか、ここ最近でいうと。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 介護休暇を取得されている職員、最近ですと令和元年、2年、あと4年から5年にかけて、それぞれの年度で1名ずつおります。また、介護時間を取られている方も、令和5年度に2名の職員がおります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、時差出勤とか在宅とかは、今のところはないですかね、最近は。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 時差出勤は、介護に限らず、いろんな理由で取れるので、ちょっと全体、きっちり把握というわけではないんですけども、時差出勤をされている職員の中で1名ほど、介護を理由で時差出勤されている方は把握しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、制度自体は市であって、そういうふうにご利用できるということではあるんですけど、やっぱりまだ非常に少ないなというような印象があるんですけど、この第15条の4の中で、相談体制の整備とか、あと（3）のところだと勤務環境の整備とかというのが、そういう措置というのが書かれているんですけど、具体的に何かする考えはあるのか、今のところどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 相談体制につきましては、今までもやっていることなんですけれども、所属の長であったり、あるいは人事担当のほうに御相談いただければ、そういった制度の説明ですとか紹介、どうやってやったらうまく勤務ができるかということは今までも一緒に考えてきておりますし、それは条例が改正になって今後もやっていく形にはなります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、この最初の8条の4のところ、3歳に満たない子から小学生の就学前、未就学までの子が対象に広がっていますけども、その辺りの背景とか、実際こういったものを、3歳に満たない子ということで活用されている方というのはどのくらいいるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 子育ての方面ですけれども、今まで3歳未満の子を養育する職員については、深夜勤務ですとか時間外勤務の免除ができる、本人から請求があれば免除するよという制度を、今回3歳未満から小学就学前まで、未就学児について、そういったお子さんをお持ちの方についてということなので、範囲が拡大するというもの

になります。より子育てしやすい、職員の子育てを支援するという形に変更されているというふうに捉えております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういった時間外とか深夜勤務の制限ということで請求できるんですけど、そういうことをされた方というのはいるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今のところ、そういった請求があって、制限の請求があった方については把握しておりません。逆に、育児の場合ですと、育児短時間勤務ですとか部分休業とかという制度があるんですけども、そういった休みを取っている方に対しては、きちんとそれが取れるように、正しく運用できるようにということは、秘書広報課のほうから、各所属長には年に数回、お話はさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議案第34号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明いたしますので、1枚おめくりください。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。これは法律の改正による引用条文の条立ての変更に対応するものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、確認なんですけど、ここのちょうど変わった部分、61条第32項において読み替えて準用する同条第29項と、新たに変わった第61条の2の第20項って、それぞれ指し示しているところ、違うんですけど、これは同じことが書かれているというふうに理解していいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 内容については同じ、介護時間について示された部分になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 豊明市職員互助会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議案第35号 豊明市職員互助会条例の一部改正について

を説明いたします。

この案を提出するのは、非常勤一般職員の互助会加入について規定する必要があるからでございます。

これまで市職員互助会に加入できるのは常勤職員のみでありましたが、令和7年4月より、再任用職員や一部の会計年度任用職員についても市職員互助会に加入できるようにするものです。

それでは、議案に基づき、改正内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第3条は市職員互助会の会員について規定しておりますが、第3号として「非常勤一般職員であって愛知縣市町村職員共済組合員である職員のうち、互助会加入を希望する職員」を加えます。

また、第6条中、給料の次に「又は報酬」を加え、会計年度任用職員の互助会掛金を毎月の報酬から控除して支払うことができるようにいたします。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第3条3号の文言で、非常勤一般職員であって愛知縣市町村職員共済組合員である職員のうち、互助会加入を希望する職員ということなんですけど、具体的に言うと、どういう豊明市の職員の方がそれに当たるのか、幾つかの例でいいんで、答弁いただけると。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まず、再任用職員になります。それから、会計年度任用職員の中では、勤務の仕方が人それぞれですので、互助会に入りますと一定の掛金を納めていただく必要がありますので、そういった意味で、掛金を払ってまでも加入するメリットがある職員となると、より常勤職員に近い勤務をしているということで、週20時間以上勤務して、共済組合にも加入している職員を対象とすることにいたしました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 大まかにでも、どれぐらいの方がそうなるだろうなという見通しみたいなものってありますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度任用職員のうち、共済組合に加入している会計年度さんの人数が今およそ340人ほど見えます。実はこの制度設計するに当たって、会計年度さんにアンケートを取りました。そうしたところ、会費を払ってでも加入したいって答えた方が、その中でおよそ7割ほどの方が、7割じゃないですね、ごめんなさい、失礼しました、およそ、大丈夫です、7割ほどの方が加入したいっていう回答を得ましたので、その347人のうち、ごめんなさい、すいません、訂正します。340人ほどのアンケートを取ったうち、7割ほどの方から回答を得まして、その7割、240人ほどの回答の中から約6割の方が加入を希望しておりましたので、人数でいいますと150人ぐらいの方が希望されているということで考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認で。

週20時間以上の方は全て共済組合員なのか、それ、選択なのか、どういうふうになっているんでしたっけ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 20時間以上勤務の方で、6月以上の任期の見込みがある方については、共済組合のほうには加入、それは強制になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あとは互助会の、会計年度さんの互助会の費用負担はどのようになっていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今のところといいますか、アンケートの中で掛金につい

でも聞いておりまして、そのアンケートの結果から、標準報酬月額が18万円未満の方は月900円、18万円以上の方は月1,000円としようと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 互助会の福利厚生、特典といいますか、どういうものがあるのかということと、それは市の正規の職員と同じものが利用できるという、そういう理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 福利厚生事業としまして、軽スポーツ大会ですとかカフェテリアプラン、リフレッシュ補助、クラブ助成、あと人間ドックの補助というのがあります。この人間ドックの補助というのが、豊明市の互助会の中では一番特徴があるものかなというふうに思っておりますけれども、共済組合の補助と互助会の補助と合わせて、無料で人間ドックが受けられるという形になります。

あと、そのほかにお金のほうの給付の事業としまして、親族の方が亡くなられたときの死亡弔慰金ですとか出産金、あと災害見舞金、結婚祝い金、傷病見舞金、入学祝い金というのがあります。これらは正規の常勤職員と同じものになります。常勤職員はこれに加えて、退会のお金だったり、退職のときのお金があったりするんですけども、長く、永年勤務の祝い金というのがあるんですけども、会計年度職員とかについては年度ごとの任用になりますので、ちょっとそれにはそぐわないということで、それは会計年度にはないという形になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第35号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は全会

一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第36号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、精神科の学校医及びハラスメント審査会委員の新設に伴い、必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明いたしますので、2枚おめくりください。

学校医について、耳鼻咽喉科の次に精神科を新たに加え、報酬額を年額の基本額で24万1,000円、相談1回当たり2万4,600円といたします。これは、児童精神科の医師を学校医として配置し、精神面に課題のある児童生徒の対応などに医学的見地からの支援をいただくものです。

1枚おめくりいただき、次のページを御覧ください。

下の表の下から2番目、ハラスメント審査会委員を新設し、報酬額を1回2万円といたします。議案第28号のハラスメント防止条例に対応するものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 学校、児童生徒と精神科医ということで、だから対象になるのは子どもということだと思うんですけど、この報酬額の金額の設定と、基本的には児童を診るのが得手とする精神科医の方の何か報酬みたいなことで、何か一般的な考えと、こういう金額の設定というのは、これが妥当なものということなののでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、この金額については、児童精神科医の学校医として雇用している、位置づけしている自治体が、名古屋市がそういった位置づけをしております。名古屋市の金額として基本額として24万1,000円と、面談の1回2万4,600円という

のが、そういった金額になっておりますので、それと合わせた形での金額となっております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、名古屋市の例としては、一応こういった金額の設定で、自治体が必要とするその働きに応じた応募者というんですかね、要はその金額の設定で、どちらかというと、ほかの学校医なんかもそうなのかもしれないですけど、特定のお医者さんの善意にどちらかというと寄っているような運営実態なのか、割とそうではなくて、普通に募集をかければ応じてもらえるような様子なのかという、何か特徴はあるんですかね、精神科医の分野とかで。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、学校医として精神科医を設置している自治体というのはかなり少ないです。我々として認識できているのは名古屋市ぐらいでして、そういった中では、なかなか応募は難しいというようなところが想定されるところで、こういったことをお引受けいただければそうなお話をいただいておりますものですから、こういった同じような金額でお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の件で、名古屋市はそういうふうな形で学校医で精神科の先生がいるということなんですけど、そういう、ほかの周辺自治体でなかなかそういうのがない中で、なぜ本市は学校医に精神科を入れたのかという、その経緯を聞かせてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、本市においても、精神面に課題のある児童生徒さんの中でも、精神疾患というのが疑われるケースが増加傾向にあるということと、そういった精神疾患の方への支援、そういったものが必要になっているというような状況も増えているところから、本市としても学校医として配置したいということでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 精神疾患の子どもの方の支援というような話、ありましたけど、ち

よっと学校医のそういった精神科医の先生が具体的にどういう業務をやっていくのか。そういった支援というのはあるんですけど、ちょっとイメージがしづらいんですけど、こういったことされるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、想定されるのは、例えば先生が日常的に児童生徒と接している中で、ちょっと精神的な課題があると見受けられたときには、学校側から、例えばどういう対応をしていいかが分からないケースがございます。ですので、こういった場合には、例えば支援室への連絡を通して精神科医の診断を仰ぐ、御指導を仰ぐとか、学校としてその児童に対してはどう対応していったいいのかとか、ケース、場合によっては、じゃ、先生が児童の相談を実際にやってから、じゃ、こういう対応が妥当なのではないかというような学校側への適切な指導とか、そういったものが学校医としての役割の1つだというふうに考えております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは学校ごとなのか、市全体で1人というふうなのか、どういうふうですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 一応市に1人でございますけれども、中学校に配置したいというふうに考えておりまして、それを3中学校、毎年拠点校、配置する学校をローテーションで変えていくというようなことを考えております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 中学校でということですが、まず小学校のほうも対応はするというふうですか。中学生だけなんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 学校医としての位置づけは中学校としておりますけれども、小学生の児童でそういった対応が必要だということであれば、相談には応じるという

ふうに考えております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、市に適応指導専門医というのがあって、それも精神科医の方とかが配置になっているんですけども、それとはどういう役割分担されるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） こちらの今回の精神科医の方は、児童精神を主に担当されている先生を想定しておりまして、そういった方からの学校への支援といいますか、そういったところがメインになってくるというところでございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 条例を、条例かな、規則かな、見ていただくと分かるんですけど、適応指導専門医で小児科もしくは精神科になっているので、児童用の精神科の専門かなと思うんです。さらに職務の中に、発達障がいや不登校などの健康管理や教職員及び保護者への指導、助言ということがあるんですけど、何か非常に似ているんですけど、そのあたりはどういうふうに線引きされるんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） その違いについては、従来から適応のほうは置いてあったという形になっています。どちらかというと発達障がいとか、そちらのほうを専門にしている小児科の先生に今当たっていただいている形になっております。で、今回はどちらかというと精神疾患、特に児童精神科医という先生は実はあまりたくさん見えなくて、今回その先生とお話ができるようなことで、そういうようなことをお受けいただいたということでもありますので、そのあたりを分けながら、一部かぶる部分というのは確かにあると思うんですけども、どちらかというと、今までの適応のほうの先生では対応できないというところが多々ございますので、より専門的な御指導といいますか、という形が受けれるような形で今回お願いするということでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 ハラスメント審査委員会の1回当たりのこの2万円という金額は、何をもって決められているのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 本市で、ほかの特別職の委員さんの中で、介護認定審査会の委員であったり、あと、やることが似ているかなと思うのが、いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会の委員さんの報酬が2万円としておりますので、やっていただくのも弁護士さんだったりするものですから、そちらに合わせて2万円といたしました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のハラスメント委員会の報酬についてですが、この配られた参考の新旧表で見ると、ほかの委員さんは会議の時間が4時間以内の場合というのがあるんですけど、このハラスメント審査委員会だけ、これを見るとないんですけど、それはなぜですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） だけではなくて、先ほど言ったいじめ等に関する重大事態発生時調査委員会の委員も同じなんですけれども、結局いろいろ調査をしたり資料を読み込んだり云々というところも業務の中になりますので、会議の時間だけでは計り知れない、それ以外に時間を使っただいて見ていただく部分がありますので、合わせて2万円ということにしております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけど、例えば審査委員会が1回で決着、1日で決着しないときは2日、3日とやると思うんですけど、そうすると、例えば5日間かかったら掛ける5のお金が支給されると、そういう理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 いじめのほうの対策委員会のほうだと日額になっているんですね。

今回、これ、ハラスメントのほうは1回ごとになっていて、その1回の中で短時間のときもあるような気がするんですけども、そうすると、大体先ほどのお話だと、いろいろ調査して長くなるという話でしたけど、短いときは、こういうふうに4時間以内の場合はというふうに書くこともできると思うんですけど、それは考えなかったんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 先ほどもお答えしましたとおり、会議の時間だけでは判断できない、その会議に至るまでのいろんな業務をやって、請け負っていただけてくるものですから、それも合わせての2万円という設定にしております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一回、すいません、学校医のほうへ戻るんですけども、適応指導専門医のほうで1回2万円という形になっているんですね。今回のこの精神科の方は基本額で、年額で24万1,000円ですかね、年間でもうそれが払われるというふうになっているんですけど、その対応が全然違うなと思うんですけども、具体的にそんな継続して何かやらないといけないこととか、年間を通じてやらないといけないことがあるのか。これも1回ごとにするという方法もあったと思うんですけど、そういうことは考えなかったんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これはあくまでも学校医として位置づけることによって、常時、児童の様子を見て、比較的フレキシブルに相談案件がかけられるものかなというふうに思いましたので、なので、学校医としての位置づけというのが適当かというふうに考えました。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 36号は反対です。

まず、そもそもハラスメント審査委員会の条例に関して反対なので反対ですし、やはり

1 回、特にこの 1 回ということも、短い時間も、確認するだけという日もあると思うので、この辺はそういったことも入れてもいいのかなというふうに思いました。なので、このハラスメント審査委員会の報酬については反対したいです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

毛受議長。

○毛受明宏委員 賛成で討論をいたします。

精神科ということで、子どもたちのケアも大切なところでありますし、先ほどハラスメントのほうの条例には賛成しているので、賛成といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第36号に賛成の討論をします。

精神科の学校医の金額については、簡単に言うと、もっと上げなくていいのかなというのをちょっと思ったんです。自分が知っている範囲でも、精神科そのものが非常に専門性高いというのはそうなんですけど、発達成長段階の子どもの精神障がいについて、具体的に手が打てる方というのは相当限られていると思っているから、その両方で金額がそもそも高いという、カウンセリングを受けるときなんかはよく個人レベルでもそういう経験、ありますけど、なので、やや心配な意味で言ったんですよ。相談 1 回当たり 2 万 4,600 円か、相談って書いていますけど、実際には多分誰に対する相談かとか、あとは相談にとどまらない、あと、相談と、何らかのそれこそカウンセリングや行動が伴うとか、大分交ざった行動をなさると思うので、その辺の判断というか適用は御本人も含めて実施しながら、適切な運用をしてほしいなというのは感じます。名古屋市ぐらいという話ですけど、本来的には置いたほうがいいのではないかというふうに思いますから、特に発達障がいと精神障がいは別なので、そういう点では理解ができるなと考えました。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し採決に入ります。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第36号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、委員会の途中ではございますが、10分間の休憩といたします。

午後 2 時 2 分休憩

午後 2 時 1 2 分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第37号 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議案第37号 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い、必要があるからでございます。

1月の緊急議会にてお認めいただきました豊明市職員の給与に関する改正条例につきまして、改正漏れなどがありました。改めて今回提案させていただくものです。大変申し訳ありませんでした。

施行日前の部分の修正でありますので、改正条例の一部改正という形になります。

それでは、議案に基づき、主な内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

令和7年4月1日から施行する第2条のうち、昇給制限について規定した第6条第5項に、第2号として「行政職給料表（1）の適用を受ける職員で職務の級が8級以上の者」を加えます。

また、附則第5条、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置で、配偶者に係る扶養手当を支給しないのは8級以上に改めます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、先ほど課長から説明ありましたが、1月の緊急議会で条例改正、出てきているんですけど、なぜ今回またこういった見落としが出てきているのか、法規審査会等で、これ、確認はされなかったんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 法規審査会でも審査され、議案として提出させていただ

いたものではありませんが、なかなか給与が、各市町で国と全部が一緒ではなく、いろいろ複雑な状況がありまして、ごめんなさい、これは言い訳になるんですけども、ちょっと見落としがあったということで、今回のようなことになりました。大変申し訳ありませんでした。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 各市町でということなんですけど、国からは準則というのは来てなかったんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 条例のほうについては、条例の準則は来てはいましたけれども、国のほうも、国というか県から来ているんですけども、直前であつたり、なかなか、国は国家公務員ですので、それを地方公務員用に、市町村用に、県が手直しをして示していただいているわけなんですけども、そこも市町村によって、級とか格が、まるきり皆さん一緒の市町村ばっかではないので、級のところについては空欄部分で示されて、各市町で合うところにしなさいみたいなふうになっていたりするものですから、ちょっとそのあたりで読み間違いがありまして、今回訂正させていただくという形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この条例を提案する際に、法規審査会でやっていると思うんですけど、そのメンバーってどういうメンバーなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） ちょっと全て今空で言うことができないんですけども、各部から課長級、法規専門委員会というのがありまして、法規専門委員会では、まず係長補佐級の職員が、人数にして恐らく10名少しぐらいは必ず出席をして行っております。そこで審査した案件、そこで体裁とかを確認させていただきまして、その後法規審査会のほうに持っていきます。法規審査会のほうでは、その条例とかが正しいものか、中身のことを確認をしまして、それは課長級の職員のほうで行っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういった見落としが、つい9月議会も、遺児手当の支給条例だったと思うんですけど、それでもあったんですけども、今、そういった係長、それから課長級の法規審査会を経てということなんですが、さらに市長、副市長、各部長級の方々のそういうチェックというのはされているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 何分組織のことですので、当然こういった条例等の改正については決裁という形で、今電子決裁になっておりますけども、という形で回っております。そういった中で、最終決裁者は当然市長になるんですけども、当然、私、副市長、それから部長、それぞれがそれぞれの立場で責任があるということになりますけども、申し訳ございません、本当に私のところでも見ておるんですけども、この部分に関しては気がつかず決裁してしまいましたので、そのことに関してはおわびを申し上げます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 委員会の議案審査において、いろいろ全体の条文も見ながら確認をしているんですけども、そういった中で委員会で労力をかけて、事前にもいろいろ調べながら進めているんですけども、そういったことで、かなりそういうコストがかかっているわけです。先ほど、市長、副市長、各部長もチェックされているということなんですけども、これ、もう今年度で2度目という形ですけど、これは誰がどのように責任を取られるんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） そもそも責任とは何かということになってくるかと思うんですけども、先ほど私、申し上げましたとおり、それぞれの立場でそれぞれの責務を果たしていくと、こういったことになろうかと思しますので、当然再発防止等も含めて、今回の件に関しましても、ちょっと私のほうから人事担当のほうには厳しく、いわゆる説諭も込めた指導もさせていただきましたし、こういったことを反省として次に生かしていくか、そういったことないようにするかということのも責任の所在の1つであると思っておりますので、そういった形で、それぞれの立場でそれぞれが努力していくということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案説明のときに聞いたかな。

最初に、まず、よくこのパターンで聞くんですけど、どういうきっかけでこれに気がついたかというのをちょっと教えてほしいんですが。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そもそも本市の場合は、1月の緊急議会で提案させていただいた給与条例だったんですけども、市町によって12月に出しているところもあれば、この後に3月議会に出すというところも、いろいろあったようです。そのうち、うちより後に出す団体から、ちょっと参考にしたいので見せてくださいというお話があったものですから、そちらのほうにうちの議案のほうをお見せしたところ、そのお渡しした団体の職員が、見た中で、ここってどういうふうですかという問合せがありまして気がついた、こちらとしては間違いに気がついたという経緯でございます。非常に恥ずかしいことではありましたが、そのような結果です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 （2）じゃなくて、2号の部分がない状態で執行していた場合は、どうということが起きて、どういう不都合があったのかというのを聞かせてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この第2号がなかった場合ですね。そうしますと、職務の級が8級以上、部長級の者も、1号だけですと、1号は年齢で55歳を超えると昇給制限がかかりますということなんです、第2号で部長級に上がった人も昇給制限がかかりますというものになるので、今後たくさん出てくると思います、若い、55歳よりも若い方で部長になられた方が、昇給制限がかからずに上がっていってしまうということはあって、それは国家公務員の国のほうの給与のものとはずれてきてしまいますので、うちのほうが上げ過ぎの形になってきてしまいますので、よくないということで今回訂正させていただくものです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 来年度に、現に部長職以上の職務の人に影響がある状況が考えられたということですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の点で、具体的に4月以降影響する人というのはいたのか、何人いたのか、どうでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 4月以降の職員については、まだこれから人事異動、内示もまだ出ておりませんので、はっきりとは申し上げられませんが、今現在、今時点で、実は55歳以下で8級以上の者については1名おります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどそういった責任の取り方等々で、再発防止なんていう話もありましたけども、こういうふうに関連の状況で上程されると、本当に議会とか、議会の審議自体をすごく軽く見ているのかなというふうに思うんですけども、再発防止、これ、どういうふうに具体的に努めていく考えですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、事実としてこういった誤りがあったということは確かでございますので、そのことに関しては真摯におわびを申し上げます。

ただ、当然、職員も精いっぱい一生懸命やっておる中で、特にこの給料条例というのはむちゃくちゃ複雑なんですよ。先ほど、準則っておっしゃっていますが、今準則という言い方じゃなくて、条例の例という形で県が作成して、それを市町村に、いわゆる技術的助言として提供するといったものもありまして、今回間違いが3つございますけども、そのうちの1つは県の条例が誤っていたと。条例の例ですね、いわゆるお手本そのものが誤っておったということもあるぐらい、なかなか非常に複雑な話でございますので、当然、法規専門委員会、審査委員会委員のそれぞれ各委員も真剣にしっかり仕事をやっていただいておりますが、やむを得ずどうしても見落としてしまうという部分がどうしてもある。これは最高法規である法律の場面でも、過去そういった案件があったと。だから許されるというふうには思っておりませんが、とにかく精いっぱいやっておる中で起きた事象でございますので、そのことをもって議会を軽んじておるなどということは一切考えておりません。そんなことを考えておる職員は一人もおらんと思います。特に専門委員会、審査

委員会において、特に条例に関しては目を大きく開いてしっかり見てくれというような話は私も昔から受けておりましたので、そういった形で進めさせていただくと。

特にこの今回の給与条例等々に関しての再発防止については、やはりポイントを見てしっかりと確認するようにという話を、先ほど私は指導させていただきましたので、もろもろそういったことも踏まえて、このことを糧として、引き続き、例えば専門委員会、法規審査委員会の中でも、何らかの形での再発防止策、それぞれ考えてやっていただくという形になりますので、とにかく我々は議会に対して真摯に向き合っておりますし、仕事に対して真摯に向き合って、その結果、精いっぱい日々頑張っておるということだけは御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 37号ですけど、これは反対したいと思います。

影響はもしかしたら出てくるかもしれない、このままという、そういう事態ですし、職員はやっているということですけど、やはり最終責任者、幹部のチェック機能が全然果たされてないと思います。しっかり勉強して、二度とこういうことが起こらないようにしていただきたいと。精いっぱいやっているという話なんですけども、複雑になっているというような、そういう話ではなくて、しっかり勉強して再発防止に、幹部のほうがいかにしっかり努めていただきたいということを申し添えて、反対したいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案37号に賛成の討論をします。

規約の誤り、制度って言えばいいのか、誤りを正すという中身なので、これそのものはやらないと、本来の業務じゃない形になるというお話でしたから、それはそれで必要ではあると思っています。

ただ、お話の中にあった、きっかけが外部からの、しかも偶然の照会案件で気がつくことになったというのは、もっと追及するべきじゃないかとは思ってはいます。今の段階でもうなさっているかもしれないんですが、今の答弁に様々あった、複雑で、なおかつ県が示したがガイドそのものにも問題があったような状況ということや、自治体ごとにどういう適用かが非常にばらばらだということや、そういう状況の中で、豊明市のこの条

文について、ほかのまちの人が気がつくというのがどういう状況なのかという辺りなんか
も、もっと深掘りするべきじゃないかなということは強く感じました。そういったことを
やっておくと、今後の誤りの未然に防止するということにつながるのではないかというふ
うに感じたので。また、そういったことが明らかになったら、何らかの形で議会に対して
も示していただく必要があるんじゃないかとは思いますがということは申し添えておきたい
と思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第37号に賛成の立場で討論申し上げますが、林委員の気持ちも分か
らんではないですね。やはりお互いに十分注意をしていただきたいという気持ちはありま
す。大きな影響の出る前に改正ができてよかったのかなと思うんですが、やっぱり複雑な
仕事をしている市職員の皆さんなので、どれほどチェック体制を整えても、間違いはやっ
ぱり起こってしまうのかなと今思っているんですが、しかし、何重にもチェックしている
わけですから、よその行政の人から指摘される前に、せめて誰かが庁舎内で間違いに気づ
いてほしかったなど、そんな気持ちはあります。今後こういうことがないように、ないよ
うにと申し上げても、どっかでは出るんでしょうけども、大きな間違いにつながらないた
めにも、また襟を正して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（発言する者あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） そうだ。議案第37号は原案のとおり決することに
賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第37号は賛成
多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題と
いたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） それでは、議案第40号 豊明市消防団員等公務災害

補償条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、必要があるためです。

それでは、内容を御説明いたしますので、参考資料でお配りしています新旧対照表のほうを御覧ください。

1 ページ目の下段から 2 ページ目の上段にかけての第 5 条第 2 項第 2 号の補償基礎額の改正は、算定の基礎となる国家公務員の給料表の改定によるものです。

続きまして、同じく 2 ページの中段の第 5 条第 3 項の改正は、国家公務員の扶養手当の改正によるものです。

最後に、4 ページの表を御覧ください。こちらのほうは算定の基礎となる国家公務員の給料表の改正によるものです。

附則としまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。なお、経過措置として、施行日前に支給する事由の生じた損害補償等につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この消防団員の公務災害補償ですけど、ここ最近での利用実績ってどのようになっていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 直近で令和元年に 1 件ございまして、それ以降はございません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは訓練中とか活動中のけがした場合に使えるものかなと思うんですけど、例えば訓練場所への移動中とか、その災害の場所というんですかね、火災の場所に行っている最中に交通事故とか、そういうことは対象になるんですかね、移動中。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 訓練に関わるものであれば対象になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第40号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） それでは、議案第41号 豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部改正に伴うために必要があるためです。

それでは、内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

別表、退職報償金支給額表に勤務年数35年以上の列を追加いたします。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。なお、経過措置として、施行日前に退職した非常勤消防団員につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、これ、説明、議案の説明の中に災害補償等責任共済に関する施行令の改正に伴うって書いてあるんですけど、これは市としても、これは35年以上というのは改正しないといけないのか、それとも現状のままだでもいいけど従ったのか、どうい

うふうなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 基本的に、この条例は消防組織法の25条で、条例で退職報償金を定めるという規定がされています。消防組織法のほうで、こちらの施行令で35年、この退職報償金の基準を定めるということになっておりますので、基本的には法律に基づいて全国一律改正という形になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この金額と、あとはそういった35年以上を設けるとか、そういったことも含めて全部施行令に書いてあるという、そういうことなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 退職報奨金に関わる基準は全て、こちらの施行令のほうに書かれておりまして、それに合わせて全国一律、同じような条例改正をされているということです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、まずルールとして、一度でもこれ、団長や副団長でやればこの団長の金額、そういう理解でいいんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 1年以上という縛りがありますので、例えば団長が半年だけだった場合は、団長のランクは選ばないという形になりますので、1年以上になれば一番最高ランク、一番高い役職の基準で用いるという形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは本会議で、35年以上の方というのは大体平均60代半ばぐらいだというのがあったんですけど、本市の場合は定年制というのは設けてないんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 設けておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 多分、他市だと設けているところもあるというのを聞いたことあるんですけども、本市はなぜ設けてないんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 基本的には、それぞれの個々の状態に応じて判断していただくという形になりますし、体力だけじゃなくて、ノウハウというところもございまして、あえて定年は設ける必要はないかなと考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございせんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどいろいろ、体力だけじゃなくてというお話、ありましたけども、やっぱり消防団の活動を考えると、消防活動というのがやっぱりメインだと思うんです。そうしたときに、やっぱり体を使ったりとか体力ってかなり必要だと思うんですけども、こういうふうに定年制もなく、35年以上というのも設けて、かなり金額も大きな金額であるという中で、長くて、そういったシニア層の方はどのような形で関わっていくのか、どういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 例えば事例を申し上げますと、今年度、昨年4月に榎山で火災があったときに、一番最年長の方も参加していただきました。交通指導とか、あらゆる差配というか、指令というんですかね、統率をするというような形で活動していただいておりますので、十分機能しているということです。主にはそういった活動になるかなと思いますし、全員で火事場の中に入っていくということはないですし、どちらかというと、尾三消防という広域化になりますので、今回の消防団というのは、どちらかというと後方支援に携わることが多くなっていくということもありまして、シニア層も十分活躍できるかなというふうに考えています。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございせんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これも本会議で、こういった改正の背景に、そういった地域の消防力の強化、それから、消防団員もなかなか減ってきてというようなことがあるような話がありましたけども、一番必要なのは、やはり若い人を入れて組織していくということが大事だと思うんです。こういうふうに35年以上という形で延ばしてやっていくと、そういう、経験豊富という面はいい面ではあるんですけども、そういった長くいらっしゃる方が多くなっていく可能性がある。そうすると、逆にかえって若い人とかが入りづらくなったりとか、そういう可能性もあるんじゃないかなというのを心配しているんですけども、その辺りの対策とか工夫とか、延長していくというこの中で、そういったものをちゃんと考えているのかどうか、どうでしょう。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 御指摘の問題というのは、そもそも消防団員が減少していくというところを食い止めるために、シニア層に長く活躍していただきたいというところがありますので、若者が入りにくいということは、多分そういったことは起きないのかなと思っています。

ただ一方で、若い世代、新陳代謝を図るということで、若い世代に入っていただくということは非常に重要だと思っています。令和6年の消防白書にも載っておるんですけど、消防団員数はすごく減少してきているというような状況で、伸びている分野が女性団員と学生団員と、それから機能別団員という、この3点は非常に伸びてきているというところ。我々としましても、豊明市の市内を見ても、こういう女性団員とか学生団員とか機能別団員として活躍していただけた方もたくさん見えますので、来年度のどこかで、そういった形で取り入れることも動き始めております。ちょっと現段階ではちょっと御説明できないんですけど、そういった形で、若い世代にも入っていただくような施策も今後やっていく予定になっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は全会一致により可決すべきものと決しました。

続きまして、議案……。

それでは、ここで、会議の途中ではありますが、本日3月11日は東日本大震災の発生から14年に当たり、震災により犠牲になられた方々に対して、哀悼の意を表すべく、午後2時46分に黙禱をささげたいと思いますので、暫時休憩といたします。

なお、放送がかかりますから、それに合わせて御対応いただく形になりますので、よろしくお願いいたします。

午後2時40分休憩

午後2時47分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第42号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第42号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、議事課所管分について御説明いたします。

補正予算書33ページ、34ページをお開きください。

1款1項1目 議会費につきまして、主なものを説明いたします。

補正予算書34ページ、議会活動事業の調査旅費167万4,000円の減額は、主に各委員会の行政視察が終了したことによる減額分でございます。

続きまして、その下、事務局事業中、議会庶務事務70万6,000円の減額は、当初予定しておりました会計年度任用職員を任用しなかったことによる減額分でございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて、財政課所管分について、主な内容について御説明申し上げます。

80ページをお願いいたします。

80ページ下段の諸支出金の財政調整基金積立金は、13億2,827万3,000円を増額補正するものでございます。年度末基金残高はおよそ37億弱となる見込みでございます。

教育施設建設整備基金は1億9,765万6,000円を補正し、年度末の残高はおよそ18億円と

なる見込みでございます。

82ページをお願いいたします。

最上段の公共施設建設及び整備基金は611万2,000円を補正し、年度末基金残高はおよそ29億円となるものでございます。

その下の福祉基金は2億5,000万円を補正し、年度末残高は14億円弱となる予定でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。10ページをお願いいたします。

10ページ下段の9款1項1目の地方特例交付金マイナス387万4,000円、次のページ上段の9款2項1目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のプラス183万6,000円は、それぞれ交付額の確定及び交付額の見込みにより増額計上するものでございます。

中段の地方交付税です。地方交付税は普通交付税の3億629万8,000円でございます。これは国の交付税の再算定により普通交付税額が22億5,836万7,000円となることから、差額を増額補正するものでございます。

続いて、26ページをお願いいたします。

上段の16款 財産収入、1項2目の各基金利子の計上は、確定見込みによるものでございます。

最下段のうち、一般寄附金でございます。一般寄附金の真ん中辺に記載のある競馬場周辺整備事業を寄附金の7,606万円の増額は、日本中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。令和6年度の環境整備事業費は総額2億5,606万円となります。

続いて、28ページをお願いいたします。

19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金1億9,629万5,000円は、年度末までの留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものでございます。

続いて、8ページにお戻りください。第3表 地方債補正を説明いたします。

真ん中ほどの廃止でございます。21款 市債の説明ともなるものですが、臨時財政対策債は、普通交付税の追加交付に伴い臨時財政対策債分がゼロとなったことから廃止するものでございます。普通交付税と臨時財政対策債は一体不可分の制度となっておりますので、今後も発行可能額が示された場合は、満額発行を前提に制度運用は行ってまいります、今回はこのような形となっております。

財政課所管分については以上となります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、秘書広報課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の33ページ、34ページを御覧ください。

表の下の段、2款1項2目 秘書人事管理費の秘書人事人件費で221万4,000円の減額です。内訳は、34ページ説明欄のとおり、児童手当120万円と労働者災害補償保険負担金101万4,000円を減額するものです。

1枚おめくりいただき、次のページ最上段、職員研修事業で45万5,000円を減額いたします。主な内訳は職員研修委託料でございます。

その下、秘書人事管理事務事業で55万円の減額は、主に試験問題等委託料の減でございます。

その下、4目 広報費では159万8,000円を減額いたします。減額の内訳は主に広報紙の印刷製本費用でございます。

これらの減は、いずれも3月までの執行見込みから不用額を減額するものでございます。

以上で、秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 続きまして、2款総務費より、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書35ページ、36ページ、下の枠を御覧ください。

2款1項7目 庁舎維持管理事業の721万5,000円の減につきましては、右の説明欄、機械保守委託料、清掃等委託料の執行残を減額するものとなっております。

その下の段、同じく財産管理費の公用車管理事業123万6,000円につきましては、自動車購入が入札により執行額が確定したもので、残額を減額するものとなっております。

続きまして、43ページ、44ページをお願いいたします。

2款4項3目 衆議院議員選挙執行事業の1,079万1,000円の減額につきましては、令和6年10月27日に行われました衆議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴い、減額をするものです。

その下、実際の金額、すいません、その下、2款5項3目の諸統計調査費の76万8,000円の減につきましては、執行の見込みを残しまして減額をするものとなっております。

続きまして、歳入に移ります。23、24ページ、御覧ください。

15款3項1目3節 選挙費委託金の1,079万1,000円の減額は、歳出で御説明しましたとおり、衆議院議員選挙の執行経費が確定したものに伴いまして減額をするものとなっております。

その下、15款3項1目4節の統計調査費委託金につきましても、76万8,000円の減額につきましても、同様の委託金の交付決定に伴い、減額をするものとなっております。

続いて、25ページ、6ページを御覧ください。

25ページ、6ページ、16款2項1目1節 土地建物売払代金の1,105万6,000円……。

(1億の声あり)

○総務課長(山田隆貴君) 1億1,005万6,000円の増額につきましては、議案質疑でもお答えしました、土地の売払いに伴う収入となっております。

続いて、繰越明許費の説明をしますので、8ページを御覧ください。

8ページ一番上、第2表の繰越明許費補正の部分になります。

追加としまして、2款 総務費の財産管理事務事業の2,003万……。

(発言する者あり)

○総務課長(山田隆貴君) すいません、8ページで大丈夫です。

2,003万1,000円は、当初予算でお認めいただきました市役所第2駐車場の一部を購入するための土地購入費及び測量等委託料となります。年度内の執行が見込まれなくなりましたので、繰越しをさせていただくものとなります。

以上で、総務課所管の分の説明を終わります。

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 中野課長。

○公共施設管理課長(中野忠之君) 続きまして、公共施設管理課所管分について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、37ページ、38ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目 財産管理費、右側説明欄、工事設計等委託料から、陶芸の館屋上防水改修工事までの減額は、執行済み及び執行見込額により減額するものです。

その下、豊明中学校階段昇降機設置工事費は、車椅子を利用する生徒が入学することに伴い設置する工事費になります。

続いて、歳入について御説明いたします。15、16ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項7目 教育費国庫補助金、右側説明欄、公立学校施設整備費補助金は、豊明中学校階段昇降機設置工事費に充当されるものです。

続いて、19、20ページをお開きください。

下段、15款 県支出金、2項1目 総務費県補助金、4節 財産管理費補助金、右側説明欄、元気な愛知の市町村づくり補助金は、愛知県が市町村が行う先進的な新規事業に対して支援を行うもので、公共施設包括管理委託料に充当されるものです。

続いて、29、30ページをお開きください。

中段、20款 諸収入、5項3目 雑入、右側説明欄、太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金は、館小学校で行いました校舎屋上防水改修工事のため、太陽光発電パネルの撤去・再設置が必要となり、設置事業者撤去・再設置の事業費の2分の1を負担していただくものです。撤去・再設置の工事費が確定したため減額するものです。

下の段、21款 市債、1項1目 総務費、右側説明欄、学校施設改修事業は、豊明中学校階段昇降機設置工事費に充当されるものです。

次に、繰越明許費の補正の説明をいたします。8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、下の段、変更、事業名、公共施設管理事業1,523万5,000円の増額は、豊明中学校階段昇降機設置工事費について、年度内に完了が困難なため繰越しを行うものです。

その下、第3表 地方債補正、最下段、変更、学校施設改修事業の680万円の増額は、歳入で御説明しました学校施設改修事業の増額になります。

以上で、公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。補正予算書の37、38ページをお願いします。

中段の2款 総務費、1項8目の企画事務事業の減額は、執行見込額算出等による減額補正でございます。

その下の地域創生事務事業の減額についても、執行見込額算出等による減額補正でございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、13、14ページにお戻りください。

最下段の14款 国庫支出金、2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億2,370万6,000円は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている市民生活などの支援に必要な事業を実施するための交付金となります。

続いて、19、20ページをお願いいたします。

中段の15款 県支出金、2項1目 企画費補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金500万円は、チョイソコとよあけの運行経費に対して決定を受けた補助金でございます。

続いて、25、26ページをお願いいたします。

下段の17款 寄附金、1項1目の企業版ふるさと納税寄附金160万円の増額は、三崎水辺公園改修事業に賛同する事業者2社と、共生交流プラザカラットの運営事業に賛同する事業者1社からの御寄附でございます。

以上で企画政策課分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 続きまして、共生社会課所管分について御説明いたしますので、補正予算書の37、38ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は274万2,000円の減額です。

それでは、主なものについて御説明いたします。

38ページ、1、市民活動推進事業説明欄、光熱水費50万円の減額は、共生交流プラザカラットの光熱水費の執行見込み残額です。

続く、2、都市国際交流事業は114万2,000円の減額で、説明欄の通訳業務委託料は入札残の減額でございます。

その下、3、区長会事業の110万円の減額は、各事業に係る執行見込額を残して減額するものです。

以上で共生社会課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について、説明させていただきます。

補正予算書は39、40ページでございます。

12目 電算管理費は1,226万円を減額いたします。減額の主なものについて説明します。

説明欄3段目、通信運搬費の減は、第5次L G W A N回線への切替え及びガバメントクラウドでの接続が10月から1月になったことによる月数の減が主な要因です。

その下、電算関係委託料の減は入札執行残のほか、自治体情報システムの標準化に係る文字同定作業を、国のツールにより無償で実施することにしたためが主な要因です。

その下、電算関係借上料の減は入札による執行残です。

その下、A S P等使用料は、メール配信事業の強化を予定しておりましたが、令和7年度予算にございます行政手続のデジタル実装事業で、L I N Eの利用を検討する中でサービスが重複するため、執行を見合わせたことが減額の要因です。

続いて、歳入を御説明いたします。

補正予算書は13、14ページでございます。

13ページ下段、総務費国庫補助金の説明欄、デジタル基盤改革支援補助金の減額は、先ほど電算関係委託料で御説明いたしました自治体情報システムの標準化に係る文字同定作業に対する補助金を減額したものです。

以上で、情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 続きまして、防災防犯対策課所管分を御説明いたしますので、40ページをお願いいたします。

中段の防犯対策事業の説明欄、防犯設備設置費補助金の71万5,000円の減額は、申請の見込みにより減額するものです。

続きまして、46ページをお願いいたします。

下段の駐輪場維持管理事業の説明欄、放置自転車等撤去処分業務委託料、そして、その下の交通安全推進事業の説明欄、後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金、そしてその下、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金は、いずれも申請見込みにより減額するものです。

続きまして、68ページをお願いいたします。

最上段、災害対策事業の説明欄、ブロック塀撤去事業費等補助金100万2,000円の減額は、申請見込みにより減額するものです。

その下の災害対策事務事業の説明欄、講師謝礼、市防災行政無線保守委託、災害用資機材購入費の減額は、入札などによる執行残です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 続きまして、税務課所管分について、歳出から御説明いたしますので、39、40ページをお願いいたします。

2款2項1目 税務総務費ですけれども、42ページの定額減税調整給付金まで、全て合わせて4,129万7,000円を減額するものでございます。主な要因ですけれども、入札残及び執行残額を減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、9、10ページをお願いいたします。

個人市民税の右側説明欄、所得割5,000万円の増額ですけれども、定額減税の実績差額分と給与のベースアップにより増額を見込んでおります。

その下、固定資産税の8,000万円の増額ですけれども、土地の地目変更や工場・倉庫の新設により、当初の見込みより税額が上がり、増額といたしました。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 続きまして、債権管理課所管分について、歳出から説明いたします。

補正予算書41、42ページを御覧ください。

中段、2款2項2目 徴収費、42ページ右側説明欄、収納コールセンター業務委託料を9万2,000円減額し、41ページ、徴収費の合計7,069万7,000円とするものです。これは入札残によるものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、補正予算書29、30ページを御覧ください。

最上段、20款1項1目 延滞金、30ページ、右側説明欄、諸税延滞金は、徴収実績により430万円を増額するものです。

以上で、債権管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

補正予算書41ページ、42ページをお開きください。

下段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、右ページ、2、住民記録電算処理事業161万2,000円の主な要因は、電算関係借上料の執行残を減額するものです。

下、3、戸籍住民基本台帳事務事業7万1,000円は、通信運搬費の郵送による送付数が見込みより少なかったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 平下局長。

○監査委員事務局長（平下義之君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算書について説明します。

予算書の45、46ページをお開きください。

2款6項1目 監査委員費は9万6,000円の減額です。これは総会等を欠席したため、旅費を減額するものです。

以上で、監査委員事務局の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 8ページの一番上の繰越明許費の財産管理事業で2,003万1,000円ですけども、これ、市役所の第2駐車場という話がありましたけど、これ、なぜ繰越明許されるのか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちら、ちょっと、あまり個人の相続の関係も入っておりま

すので、詳しいところまではちょっとお話できないんですけれども、令和6年度、当初は売出しの予定で予算を当初予算に組ませていただきました。鑑定評価等で予算の積算もしまして組ませていただいたんですけれども、ちょっと売出しの時期がもう少し事情により延びるということで、7年度末早期のうちには恐らく予定がされるだろうということで、今回繰越しをさせていただいたというものになります。

説明につきましては以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のをちょっと確認ですけども、相続等の事情によって売る、売却というのが、期間がちょっと先になってしまったという、そういうふうで理解していいですね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） おおむねその理解で大丈夫です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、26ページの、これも総務課の土地建物の売払い代金のことですけども、本会議でも少し説明ありましたけども、これは栄町の梶田の開発に関して、道路、水路の用地を売却して、多分開発者が買い取る形になるかなと思うんですけども、公共用地が減った、本会議でちょっと分からなかったですけど、減った面積というのはどれぐらいになりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 減った面積ということで、今回、議案のときも御説明をしたんですけれども、差分、売った分と買った分というんですか、測量の関係で出た差分の分になりますので、その差分の分で御説明をさせていただきますと1,635、おおむねそれぐらい、平米ぐらいですね、それぐらいが道路と水路という形で減っています。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 増えた分は、基本的には水路を付け替えたということですね。その付け替えのときの工事費は、開発事業者がやってもらっているという理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君）　こちら、ちょっと直接土地の取引とは関係はないんですけども、水路につきましては、既存の道路用地のところを承認工事という形で工事を業者さんのほうでしていただきまして、そこに新たに水路を造っておりますので、実際付け替えした水路というのは、ここの面積のそこには入ってはきておりません。水路は一体、面で開発された一帯の部分の下に入っておりますので、水路が減をされたということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　単純に1,635平米とすると、1平米単価だと六、七万ぐらいですかね。これはどういうふうに決めたんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　山田課長。

○総務課長（山田隆貴君）　一応の単価の金額については非公開というふうにいつもお答えしておりますので、今回も非公開なんですけども、決め方としましては路線価、それに基づいて計算をされております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　ここは調整区域だと思うんですけども、これまでいろいろ、調整区域での土地の売却とか買取りとかあったと思うんです。例えば新給食センターの買取りだったりとか、山田グラウンドの買取りとかあったと思うんですけど、その辺りとの平米単価、バランスというのは、検討というか、考慮はされていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　山田課長。

○総務課長（山田隆貴君）　それぞれ個別に、給食センターは給食センター、今回の面開発は面開発というふうで審議されておりますので、その、例えば今回、梶田であれば、ちょっとどこの部分の単価を取ったかというのは空では言えませんが、近隣の近いところ、大体同じようなつくりのようなところ、その路線価を参考にしまして、それで単価のほうをはじいてきております。ですので、給食センターのほうですと、また給食センターの近くの路線価のあるところ、そこを参考にはじいてきております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、14ページが一番下の物価高騰の対応の臨時交付金についてで

すけども、本会議でも少し聞きましたけども、もう少し金額を細かく教えていただきたいんですけども、非課税世帯への給付と学校給食の補助、それからまごころサポート便、この辺りが大きなところだったという説明があったと思いますけど、ちょっと万単位ぐらいまでの金額を教えてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 物価高騰の交付金なんですけども、合計で7億2,000万ほどあるんですけど、このうち国の低所得世帯などの給付金事業が5億9,000、1,000万ほどになります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 5億9,000、1,000……。9,100万。

○企画政策課長（萩野昭久君） 5億9,100万ほどですね。残りの1億3,200万ほどが推奨事業ということで、自治体で自由に使っていいようなことになるんですけど、そのうちの学校給食費の材料費高騰分などに1億500万ほど、まごころサポート便が1,280万ほど、あと高齢者タクシーが1,200万ほどですね。などになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 学校給食のところで1億500万ということなんですけど、これ、たしか引き下げて、県下一みたいなふうで言っていたのが令和4年9月で出されていたと思うんです。ちょっと確認すると、令和3年度のこれ、決算値だと、学校給食の賄材料費2億9,000万で、6年度の予算値で3億3,900万ということで、5,000万ぐらいしか増えてないんですけども、3年度と6年と比較しても。で、7年度予算もそこまで増えてないですし、1億も、このあたりはどういう積算をされて、この給食費の補助って1億になっているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 一応6年度の分になりますので当初で9,800万ほど、あと、補正やっているといるんですけど、残り700万ほどが補正で700万計上しておりますので、その分計算して約1億500万という金額になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 補正で700万というのは出たのは分かるんですけど、この当初

の9,800万というのはどういうふうに組んでいるんですかね。3年度だと2億9,000万なので、そんなに、9,800万も増えてないんですけども、どういう積算になっているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 材料費の高騰分ということで、その分が材料費の中の高騰分ということで9,800万ほどです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと積算根拠を教えてほしいんですけど、そんなに高騰してないんですけど、予算、決算上でいうと。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） かなり高騰してないわけではないんですけども、そもそも引下げをしているものですから、保護者負担分を。で、今現在、1食当たり310円のところ210円にしております、小学校で。ですので、その入と出の乖離の部分が市の持ち出しということになっておるものですから、その部分をこの補助金、交付金のほうに充てているという理解でございます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が68ページ、9款1項4目 ブロック塀の撤去事業費等補助金だ、当初予算で360万円ぐらい、3分の1ぐらい見込みの、当初の見込みより利用数が多くなかったということですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 件数自体は当初の見込みと同じぐらいの件数なんですけど、補助金、当初予算は補助金の上限20万、撤去費20万と建て替え16万という上限で積算してまして、実際の申請自体はそこまでの金額に至らない件数が多かった、物件が多かったということで減額となっています。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 28ページで、ちょっと所管が違うかもしれないですけど、財政のほ

うで分かる範囲で教えてほしいんですけど、28ページの一番上の福祉基金の繰入れが6,000万減になっているんですけども、これは何に充てて、何で減になっているかというのとは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 6,000万円のうち1,500万円がHPVワクチン分の減になっていて、4,500万円がいわゆるコロナワクチン分というふうに記憶しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは接種に関して予算を充てていたけども、そこまで接種が伸びてないから、執行残の関係でこの繰入れのほうも減らしたという、そういうふうでいいですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） HPVについては接種見込みによる繰入れの変更という、委員の理解のとおりですが、コロナのほうは基本的には国庫が来たりする、そういうものの確定も含めた減になるので、見込み云々ではちょっとなかったかというふうに記憶しております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 38ページの公共施設管理事業の一番下の豊中の昇降機の設置工事費ですけども、1,523万5,000円。まず、これ、豊中の、確かにこれ、以前、設計等が出たと思うんですけども、これ、どこに設置するのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 豊明中学校の一番南側の棟で、職員室の入っている管理棟になります。そちらの2階、3階の部分に設置する予定をしております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 2階から3階って1階層の部分ということなんですけど、以前、学教のほうで、階段の昇降車というのを購入していると思うんです。それも豊中だったと思うんですけど、その階段の昇降車だと386万1,000円という予算でした。それに比べるとす

ごく高額になっているんですけども、これ、階段の昇降車だと使えないんですかね。なぜ昇降機を設置したんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 学校のほうに昇降機を設置する場合に考えているのが、一番安全性の高いエレベーターを設置することを第1に優先しております。ただ、今回のところはエレベーターが改造できなかったというところで、行けられない場所になりますので、次に安全性、利便性のよい階段昇降機を設置すると。で、その階段昇降機の設置できない場所、こちらのほうが豊明中学校の一番北側にある特別教室棟というところがありまして、そちらの1階から3階までは階段昇降機のほうが設置できなかったというため、階段昇降車を購入という形で使わせていただくことになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけど、昇降機を今回設置するところは、昇降車は使えるということですよ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 使うことはできます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一回、すいません、ちょっと聞き逃しちゃっているかもしれないけど、昇降車のほうがかなり安いんですね、5分の1ぐらいなんですけども、だけど、昇降機という5倍する設置をしている、この理由をちょっと教えてほしいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 昇降車に比べて昇降機のほうが安全性が高いと、優れているという点があります。昇降機の場合ですと、レールに板が設置してありまして、その板の上に車椅子が乗って自動で上の階に上れる、下りれるというものになります。ただ、昇降車については運転手が運転をして、真っすぐとか、曲がるとかということを運転しなきゃいけないということで、やはり不安定になりますので、安全性の高い階段昇降機のほうを優先して設置させていただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この金額は、また見積り3者取って最低金額にしているのかということと、あと、工事が必要だと思うんですけど、その時期はどのくらいを見えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 見積りについては3者見積りをしております。最安値の金額を採用しております。

あと、工事のスケジュールについては、4月末に契約のほうをする予定をしております。5月頃に現地の調査、確認申請のほうをする予定をしております。その後、5月の中旬から8月の中旬ぐらいまでが作成期間ということで、その後、8月中に現場のほうに設置予定をしております。

以上になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その2つ上の教育営繕工事費、結構大きい金額ですけど、4,710万2,000円、執行残だと思うんですけども、これはどのような工事があって、大きなものだけで結構ですけど、どのぐらいの執行、その大きな工事というのはどのぐらい執行残出ていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 大きなものでいいますと、館小学校の校舎の建設工事になります。こちらのほうが当初の予算で1億3,000万円ほど、内訳のほうをお示ししていたんですけど、そちらの執行見込みとしまして1億1,000万円ほどで、補正額としまして二千二、三百万円ぐらい減額する見込みをしております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、それで3,000万近くの差が出るのかなというふうですけど、このときも県の建築物価、参考にして、見積り3者取って最低金額。で、落札してこれだけ減になったのかなということなんですけど、どれぐらいの落札率かということと、なぜそういうふうに、3者見積りで最低金額取って、しかも建築物価も参考にしてやっているのに、こんなにも執行残が出るんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 落札率のほうですが、76.46%の落札率になっております。設計金額と比べますと、約3,300万円ほど安くなっているという形になっております。こちらのほうは入札のほうをしているんですが、かなり落札された業者さんが、2番目との金額とかなりの差がありますので、競争の原理が働いたのではないかというふう

考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） すいません、ちょっと1点、訂正で。

先ほど林委員の御質問の中で、基金の減少、2種類について、それぞれ私、答弁をさせていただいたんですけれども、コロナワクチンのほうを国庫の関係とお伝えしましたが、大きい理由はやはり見込みでの減少になります。見込みと実績の差になりますので、いずれも基本的な減額の理由は、予算時点と実際の決算見込みとの差で、今回減少額をさせていただいているというところになるかと思えます。

失礼しました。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 42ページの定額減税のことをちょっと聞きたいんですけども、これ、定額減税の調整給付金が2,678万というのが結構出ているんですけども、これだけ減になった理由と、支給率ですね、申請すれば支給されるこれはお金かなと思うんですけども、どの程度これは支給されたんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、入札残というか、執行残が2,678万というお話なんですけども、こちら、昨年の1号補正、3月の時点で御説明させていただいておりますけれども、そのときの、当時、対象者も含めて、現状では分からない状況で予算組みをしております。その当時も、その後補正も含めて対応させていただくということでお話をさせていただきまして、結果的に決算額として約4億7,000万という形になって、この差分を補正減をさせていただいたという形になります。

あと、実績なんですけども、対象者が1万1,729人中1万1,143人ということで、率にしますと95%という形になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ24と26かな。開かねえや。

各種利子なんですけど、これが100万円単位の増額なのは、積んでいるお金の額が多くなったことの効果なのか、この1年間の利子が上がったからこうなっているかというのは、

何か分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 後者の理由になるかと思います。運用の成果という形です。
終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 95%ということなんですけど、先ほどの給付金の関係で、たしか最初は見込み1万5,000円ほどだったと思うんですけども、実際はもっと対象者が少なかったから、1万1,143か、で95%、実際はそういうふうになったのかということで、何人、そうすると何人ぐらいが、これ、支給漏れになっていますかね。あと、そういった返事のない家庭に対しての追跡調査とかってされているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 先ほど申し上げましたけども、対象者人数から実績を引きますと、572件が未申請という形になっております。こちらにつきましてですけども、私ども、せっかくある国の制度なものですから、対象者の方にはもらってほしいというのが前提でありました。それもありまして、実務も含めてですけども、6月3日が基準日ということでありまして、かなり、県内でも含めて一番早い段階で、7月からもう既にやっております。そういった段階で含めてやらさせていただいたんですけども、残念ながら未申請の方はいらっしゃいました。ただ、それに当たりまして、私ども、広報5回、SNSでも4回、ホームページ3回、さらに未申請の方が3,000人ぐらいまだいらっしゃった段階で手紙を再送付しております。そういった形で、対象者の方にぜひもらっていただきたいという形であったんですけども、結果的にはこの95%という形になったということでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 80ページの基金の積立てに関してですけど、本会議でもいろいろやり取り、あったんですけども、これ、部長のほうから、財調のほうで30億ほどを大体キープを考えているということなんですけども、なぜそういう方針なんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 30億かという、なぜ30億かということでございますが、大規模災害の対応ですとか、そういった突発的なものの財源として、一般財源で年10億円、そ

れを3年分、また、年度間の調整として、基金を維持させるためにおおむね30億程度必要だろうということで、この額としております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 しかも、今、積立て後の金額というのは37億ということで、一般的に標準財政規模の10%って言われていると思うんですけど、そうすると大体15億ぐらい。で、今回37ということは25%ぐらいでかなり多いんですけども、それでもそんなに必要だというふうに考えているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 必要だというふうに考えております。令和2年以降のコロナ対策の際も、財政調整基金からおおむね10億円以上の繰入れが数年続いておりました。こういった財政調整基金がしっかり確保されておりましたので、必要な事業を速やかに実施ができたというふうに認識をしておりますので、御指摘のことであれば、必要だというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ほかの教育基金と公共のほうの基金についてですけども、これは見込みとして令和6年度末で、教育のほうは2億、公共基金のほうは989万2,000万から、およそ1,000万ほどですね、それぐらいの積立てというふうに理解していいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 900というのはどちらを見て、ごめんなさい。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 81ページのほうの公共施設の基金の合計のところを確認して982、最終的な決算値としてこれぐらいになるのかなと思ったんですけど、そういう理解でいいかということ。

○財政課長（浦 倫彰君） 最終的なという意味ですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） はい。

○財政課長（浦 倫彰君） それならおおむねそういう理解でよろしいかと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 失礼しました。すいません。

失礼いたしました。おおむねそういった委員の理解で適切だと思います。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 昨年度、これも部長が答弁してましたけども、令和5年度よりは積立てができていたというようなことが説明でありましたけども、ここ五、六年で見ると、特に昨年度の積み立てって異常に少ないと思うんです。財調もかなり今、25%、標準財政規模に比べてある中で、こちらのほうの基金積立てが、かなりそれと比べると、財調と比べると少ないような気がするんですけども、財調のほうはそういうふうを目安が、30億キープっていうのがあるんですけど、この教育基金と公共の基金というのは目安みたいなのは考えてないんですかね。設けてないんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 基本的には議案質疑などでも部長がお答えしたとおりです。で、それと、あと、37億が多いということ、御指摘なんですけれども、先ほど30億目安というふうにお伝えをしたとおり、令和7年の話になりますが、令和7年の予算を繰り入れて30億になるような運用しておりますので、37億がということではなくて、30億になるようにここで調整をしたというところでございます。

目安というところでございますが、令和3年度の末頃、これ、林委員からも以前、ちょっと資料を改めてほしいということでお渡しをしたかと思いますが、そのときに目安の金額というのを全員協議会でお示しをさせていただいております。それ以降、様々、長寿命化のやり方を変えるですとか、物価の上昇などもあって、そのときでも不足をしているというところですので、いろいろ方針を改めたり、物価高騰も見据えていくと、まだ、あのときの計画は10年間の計画でしたので、10年後も様々な対策が続いていくというふうに考えますと、あのときの目安を見ても不足をしておりますので、そのときに、積めるときにしっかり積むという部長の答弁になっていくというふうに我々は理解しております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 積むときに積むということなんですけども、私が言いたいのは、なので、あのときに頂いた資料を見ても、学校施設の改修とか、公共施設の老朽化でかなりそういった基金の不足が見込まれるということで、もっと公共施設とか教育の施設の基金に積立てをする必要があるんじゃないかなと思うんですけど。で、この財調のほうは、年度間のそういった財源の不均等を調整する役割、ありますけど、そっちは30億を目安にしているのに37億と、さらにそれも超えている。それでいて、こっちのほうがそういった足りないって言っているのに、もう少し積んだほうが良いような気がするんですけど、その

あたりの考えをちょっと聞かせていただきたいと思いますけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 今御指摘のあった件が2件あって、37億の部分については、先ほども御説明いたしましたとおり、当初予算で、7年度の話になりますが、7億円繰り入れる予算にしておりますので、その予算をした後であっても30億あるようにしておいて、大規模災害や突発的なものに対応できるように備えているというのが財政調整基金の目安というところでございます。

続いて、基金の部分が不足しているのではないかと、特目基金の部分が不足しているのではないかとという御質問ですが、その点については2点ございまして、1点目は、長期で見据えれば、確かに積めるときにまだまだ積んでいきたいというふうには考えておりますが、全体的な基金の額については、代表質問などで武谷議員や一色議員からの御質問に部長のほうから答弁させていただいたとおり、全体的な自治体の中で見ても健全な額が組めておりますので、林委員が御指摘するような部分には当たらないのかなというふうに思っているのが1点目でございます。

2点目は、基金全体でいえば、一番標準的に、というか、重要なのが財政調整基金でありますので、その基金がしっかり確保されていることが財政運営上の機動性を一番確保できる形になりますので、そこがまず前提としてあって、全体の基金の総額を見て積立てを決めておりますので、そういった優先順位になるので、林委員の御指摘でいえば、我々の今の運営の形のほうがベターではないかなというふうに御理解いただければというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 38ページ、2款1項、企画費だっけ、バス車両購入費で、もともと、もう限られた会社の限られたものを買うというのが分かっているからほとんど増減ないというのがあった上でなんですけど、2,400万円で11万円減だからほぼぴったりなので、何か余るようなら何か仕様をもうちょっと、ここのけが防止のパットをつけたり引いたりみたいな感じで、やれる範囲でいろいろやってほとんどぴったりみたいな、そんな感じなんでしたっけか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 仕様とかをしっかりと決めて、見積り徴取というのですか

ね、をやっておりますので、その中で契約事業者のほうが出してきた数字になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 当初から、金額が大きい物品の購入で、思っていたほど、これについては、この期間中の物価高騰の影響とかは、特に発生はしなかったということなんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） もともと予算のほうも、見積りを取って予算を組んでおりまして、そこからいろいろ情報収集とかをやっておりましたけど、そういった物価高騰などの見積りを事前にとってからのそういった影響はなかったということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第42号の補正ですけど、反対したいと思います。

ここ最近、3月議会において、毎年多くの執行残を出して基金の積立てするという、そういう細かい費用も含めて、残をして基金積立てだったりとかするという補正予算が出るようなことが通例化していきました。その前は、以前は結構決算で繰越金というのが出てたような気がしますけど、今回もそういう形で基金の積立てというふうです。

で、ただ、基金が、その執行残の中を見ると、まず、やっぱりこれまで見ても、当初予算の見積りの段階で、工事等が特にですけども、非常に過大に積んでいて、工事だけじゃなくていろんなところですけど、かなり多く積んでいることによって執行残が出てきてしまっているということがすごく多く見受けられます。その残った部分の基金の積立て方についても、やはり先ほどから申し上げているように、学校施設とか公共施設、学校施設の改修なんかは、これから教育の学校施設改修ありますけども、改修の長寿命化を見直して、しかも、その改修の箇所を減らそうとまでして足りないような本当に状況なのに、そういう積み立てしていく計画とか目安というのが全然ない、感じられません。非常に自由に使える財政調整基金ですかね、それを25%も維持するというのは、やっぱりかなり課題なんじゃないかなと思います。

先ほど課長、説明していましたが、財政の運営上のそういう機動性の確保とか、

これまで柔軟性を持って運営というような説明がよく聞きますけども、これ、裏を返せば、そのときに出てきた予算とかそういうものに対して、どんどん使えるようにするということになるし、財政規律を緩ませてくるというような、そういうことにつながってくるというふうに思います。やはり市民生活が本当に厳しい、苦しい中で、そういった市民の方々から税金を頂いていると、そういう意識でしっかり計画して運営をしていただきたい。

それから、物価高騰の増額分、物価高騰の臨時交付金についても、給食費を安くするというのは結構ですけども、県内一ということでアピールするのなら、国の交付金を当てにせずに一般財源で取り組んでいただきたいし、先ほどのまごころサポート便は1,280万ということで非常に、ほかのものと比べて非常に少額だと思います。もっとそういった物価高騰で苦しむ市民生活に向き合って、そういった方への支援を考えていただきたいというふうに思いますので、この補正に反対でいきたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第42号、内容を説明いただきまして、内容をずっと、担当の総務委員会の内容を見させていきますと、特に問題もなく、大体毎年同じような残高も出ていますし、一生懸命やった結果、こういう結果であろうと思っていますので、賛成討論といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案42号、一般会計補正予算に賛成の討論をします。

伺った中で、物価の高騰や金利の影響がどうかというものを幾つか伺ったつもりなんですけど、利子については、それは分野が違うのでそういうものかもしれませんが、利率の見込みよりも高い数字で増になったというお話がありましたが、一方では、購入するバスのほうでは見込みどおり、きちんと正確に実施できたというお話もありました。

中には、市の努力の範囲外かもしれませんが、第2駐車場の土地の取得に伴う測量の費用の繰越しということもあって、時期が後になっていくに伴って、金利だったり、あとは人件費やものの値段の変動の影響というのを大きく受ける可能性は今後もあると思っていますので、そういうことを引き続き適切に、時期を、実施する時期としても適切に行うということが、これまで以上に大事になってくるんじゃないかなということを感じながら伺っていました。

そういう意味では、金利とか金融、財政面でもより正確さが問われる状況になってくるかと思うので、引き続きその点に留意していただきたいなと思うものです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第42号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第42号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書については、私に御一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時 5 0 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長